

令和元年度第1回袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会

1 開催日時 令和元年7月26日 午前9時30分開会

2 開催場所 袖ヶ浦クリーンセンター 2階研修室

3 出席委員

会 長	江澤 国夫	委 員	戸枝 聖子
委 員	小出 進一	委 員	内山 恵一
委 員	稲毛 基浩	委 員	鈴木 正一
委 員	井土 佐知子	委 員	斎藤 麻衣子
委 員	鈴木 英一	委 員	在原 政枝
委 員	竹内 恵子	委 員	永野 房恵

(欠席委員)

委 員	小櫻 始子
-----	-------

4 出席職員

市長	出口 清	環境経済部長	分目 浩
環境経済部次長	苅米 幹隆	廃棄物対策課長	山口 桂一
副課長	嘉茂 博明	主査	宮崎 徹
主査	篠原 太郎	主任主事	立石 憲吾
副主査	佐々木 洸太郎		

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

6 議題

- (1) 議題1 袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて
- (2) 議題2 袖ヶ浦市災害廃棄物処理計画の策定について
- (3) 議題3 ごみ減量化推進事業について
- (4) 議題4 袖ヶ浦市分別収集計画の策定について

7 議事

(1) 開会

事務局より小櫻委員が欠席であるが、廃棄物減量等推進審議会規則第3条第2項に規定される定足数に達しているため、会議が成立していることを報告した。

また、本廃棄物減量等推進協議会袖ヶ浦市附属機関等の会議の公開に関する要綱に基づき、会議を公開することになっているが、今回は傍聴人がいないこと、及び任期満了後、初めての会議のため、会長・副会長が選出されるまで、事務局で進行させていただく旨を報告した。

(2) 辞令交付

(3) 市長挨拶

(4) 委員紹介

事務局より今回は廃棄物等減量推進審議会委員任命後初めての会議のため、委員に自己紹介をお願いした。

(出席委員12名の自己紹介)

(5) 事務局紹介

(6) 会長・副会長選出

事務局より会長・副会長選出について、袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会規則第2条第1項の規定により、戸枝委員より江澤委員が会長に、内山委員が副会長として推薦が挙がり、全員異議なしとの回答があったことから、上記2名が会長・副会長に就任した。

(7) 会長挨拶

江澤会長挨拶

(8) 議事

嘉茂副課長 それでは、議事に入りたいと思います。

議長ですが、袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会規則第3条第1項の規定により、会長が議長になると定められておりますので、これより江澤会長に議長をお願いいたします。

江澤会長 それでは、議長をつとめさせていただきます。
 本日の議題は4つとなりますので、議題1から議題4まで、事務局より説明をお願いします。

嘉茂副課長 議題1及び議題2につきましては本年度中に計画を作成する予定ですが、コンサルタント会社に策定業務を委託していることから、廃棄物減量等推進審議会規則第5条の規定に基づき、関係者として本審議会への出席を求めます。

江澤会長 コンサルタント会社の出席について、意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。
 (異議なし)
 異議なしとのことですので、廃棄物減量等推進審議会規則第5条の規定に基づきコンサルタント会社の出席を認めます。
 (コンサルタント会社職員2名入室)

嘉茂副課長 それでは本計画の策定に従事いたします、日本環境工学設計の小林と今井でございます。
 (2名挨拶)
 それでは議題1、袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて廃棄物対策課職員の篠原よりご説明いたします。
 (議題1 資料に基づき事務局篠原説明)

江澤会長 議題1について何かご意見あればお願いいたします。

小出委員 議題1、袖ヶ浦市一般廃棄物基本計画見直しの1ページ目、計画中間見直しの趣旨については、3ページの計画見直しの基本的な方針の内容と対応しているということによろしいか。

篠原主査 中間見直しの趣旨と計画見直しの方針につきましては、整合性を図っております。また、国・県とも整合性をとりつつ今後も作成してまいります。

小出委員 資料の中の基本的な方針の(3)について、平成30年度までの

施策の成果を踏まえたうえで作成していくものだと思うので、今までの取り組みの総評を組み込んだほうがよいのではないかな。

また、一般廃棄物処理基本計画（構成案）の第1章第1節計画の趣旨について、もっと一般廃棄物と関連付けた文章構成にしたほうがよいのではないかな。少し読みづらい文章となっている。

篠原主査 計画の構成案につきましては、ご意見を踏まえて今後作成していきます。

江澤会長 今後計画の進捗の報告が、多くなりますのでその都度審議会の場でご報告という形になるということでしょうか。

山口課長 今年度に関しましては、計画の報告事項が多くなっているため4回の審議会を開催する予定でございますので、委員の皆様にはご理解・ご協力のほどよろしくお願いできればと思います。

江澤会長 事務局より、例年は2回でしたが今年度は4回の開催となる見込みということで、委員の皆様は今後ともご協力お願いいたします。
ほかにご意見ありますでしょうか。

稲毛委員 議題1、袖ヶ浦市一般廃棄物基本計画見直しの取り組みの状況 No. 23 ごみステーションのあり方検討について、現在、袖ヶ浦市内の小規模開発に伴い住民が増加している地区について、既存のごみステーションを使っているとごみが溢れてしまうことや、自治会に加入していない住民が多く増えている中で、ごみステーションをどう運用していくのかという問題を、事前協議の段階で対応できないのでしょうか。

宮崎主査 ごみステーションの使用につきましては、自治会の加入非加入に関わらず利用はできますが、利用しているごみステーションの清掃・備品補修費等の負担は利用者をお願いしています。

現在、小規模開発につきましては、担当課に情報が入ってこないことから、開発後の対応となってしまいます。その際は、自治会との間に入って説明等させていただいています。

稲毛委員 袖ヶ浦市の中で小規模開発の際、事前承認事項を規定すれば解決するのではないか。そこを改善しないと区の中の人困ってしまうと思う。

分目部長 今後の対応といたしましては、小規模開発等の情報共有を関係各課と連携を図ってまいります。

また、転入者の手続きの中で、ごみの排出及びごみステーションの利用等についての情報提供を検討します。

江澤会長 他に意見は無いようなので、次の議題に移ります。

議題２、袖ヶ浦市災害廃棄物処理計画の策定について事務局より説明をお願いします。

（議題２ 資料に基づき事務局宮崎説明）

江澤会長 それでは議題２についてご審議いただき何かご意見あればお願いいたします。

内山委員 袖ヶ浦市災害廃棄物処理計画の策定にあたって、資料の中では、関東大震災等を例挙していますが、発災後の対応や仮置場等は、袖ヶ浦市の被害状況や、災害廃棄物の量がどれくらい排出されるかを想定して計画を策定するのでしょうか。

宮崎主査 災害廃棄物量につきましては、市内の建築物の統計を現在調査しておりますので、数値として回答することができません。

分目部長 補足させていただきます。今回は、計画の構成を記載していますが、今後計画を策定していく中で、仮置場の設置箇所や災害廃棄物量及び災害廃棄物処理のフローについて、市内の一般廃棄物処理を行うことが可能なエコシステム千葉や、かずさクリーンシステムなどの焼却施設なども勘案しつつ、詳細に策定してまいります。

江澤会長 ほかにご意見ありますでしょうか。

在原委員 主婦の立場としては、こういった計画ができる前に災害が起きた場合に、誰に聞いてどう動いたらよいのか。また、ごみはすぐにでも出したいのにどこに出したらよいかわからない。主婦としては迅速な対応として、どう行動したらよいかわからない。

分目部長 おっしゃる通り、災害はいつどこで起こるかわかりません。
もし明日起こった時に、どう動けばよいかにつきましては迅速に担当課で検討してまいります。また、計画の中で災害時には、まずどこにごみを出すかを明記して策定していきますが、現在の段階では仮置場に隣設している居住者の観点から、仮置場の詳細な所在を公表するかどうか検討しているところです。次回の審議会で、いただいたご意見を基に作成したものを示したいと思いますので、ご理解願います。

江澤会長 それでは議題３、ごみ減量化推進事業について事務局より説明をお願いします。
(議題３ 資料に基づき事務局篠原説明)

それでは議題３についてご審議いただき何かご意見あればお願いいたします。

小出委員 議題３の資料にあります、(１) ごみ指定袋の料金見直しに関する事に記載されている内容について、まずごみ指定袋料金が県内で最も安い事が記載されていますが、なぜ料金の見直しをするかがこの資料だと読み取れないと思います。

また、平成１３年度よりごみ指定袋の料金の見直しを一度も行っていないと記載されていますが、なぜ見直しを行ってこなかったかの経緯も記載されていません。

資料では県内にごみ指定袋料金がかからない市町村もあるとのことですので、ごみの減量化のために市民への負担が必要である理由を記載したほうがよいと思います。また、ごみ袋の料金がかからない市町村での減量化の実態はどうなっているか踏まえたうえで、どのように市民にごみ指定袋の料金見直しについて理解を得るかを考え、市民の負担の公平性をはかるのであれば、そういったところが適正な見直しなのかを明記するのが望ましいと考えます。

分目部長 小出委員がおっしゃったことは非常に大事なことです。
 前回の審議会でいただいたご意見も踏まえつつ、ごみを出す人
 出さない人がある中で負担の適正なあり方が重要になってくるこ
 とから、昨年度を振り返りつつ、今回は状況の説明とさせていただ
 きましたが、現在の資料だとおっしゃられたことは伝わらない
 と思いますので、他市町村の状況を確認しながら、負担の適正化
 について改めて検討してまいります。

江澤会長 他に意見は無いようなので、次の議題に移ります。
 議題４、袖ヶ浦市分別収集計画の策定について事務局より説明
 をお願いします。
 （議題４　資料に基づき事務局立石説明）

江澤会長 それでは議題４についてご審議いただき何かご意見あればお願い
 いたします。
 （意見なし）
 以上をもちまして、議事がすべて終了いたしましたので本日の
 会議を終了いたします。委員の皆様にはご協力をいただき、あ
 りがとうございました。

（９）閉会
嘉茂副課長 以上で廃棄物減量等推進審議会を閉会いたします。
 長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。
 お疲れ様でした。

令和元年度第１回袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会

令和元年７月２６日（金）午前９時３０分より
袖ヶ浦クリーンセンター ２階研修室

会 議 次 第

- １ 開 会
- ２ 辞令交付
- ３ 市長あいさつ
- ４ 委員紹介
- ５ 事務局紹介
- ６ 会長、副会長選出
- ７ 会長あいさつ
- ８ 議 事
 - 議題１ 袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて
 - 議題２ 袖ヶ浦市災害廃棄物処理計画の策定について
 - 議題３ ごみ減量化推進事業について
 - 議題４ 袖ヶ浦市分別収集計画の策定について
- ９ その他
- １０ 閉 会

廃棄物減量等推進審議会委員名簿

任期：平成 31 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日

区分	氏 名	所 属 団 体 等
学識 経験者	えざわ くにお 江澤 国夫	元社団法人千葉県産業廃棄物協会
	こいで しんいち 小出 進一	前NPOテクノサポート
事業者 代表	いなげ もとひろ 稲毛 基浩	袖ヶ浦市商工会 (有) ウォーターパーツ
	いづち さちこ 井土 佐知子	袖ヶ浦環境連絡会 (株) J E R A 袖ヶ浦火力発電所
	すずき えいいち 鈴木 英一	袖ヶ浦市食品衛生協会 ホテル割烹鈴や
	たけうち けいこ 竹内 恵子	ごみ減量化・資源化協力店代表 尾張屋長浦店
	とえだ せいこ 戸枝 聖子	袖ヶ浦環境清掃協同組合 袖ヶ浦環境清掃協同組合
	うちやま けいいち 内山 恵一	資源回収団体代表者（袖ヶ浦ワークスリサイクル会）
市民 代表	すずき しょういち 鈴木 正一	市民代表
	さいとう まいこ 齋藤 麻依子	市民代表
	ありはら まさえ 在原 政枝	市民代表
	こざくら ともこ 小櫻 始子	市民代表
	ながの ふさえ 永野 房恵	市民代表

令和元年度第1回廃棄物減量等推進審議会 座席表

令和元年7月26日(金) 午前9時30分より
袖ヶ浦クリーンセンター 2階研修室

市長



江澤国夫 委員

小出進一 委員

稲毛基浩 委員

井土佐知子 委員

鈴木英一 委員

竹内恵子 委員

戸枝聖子 委員

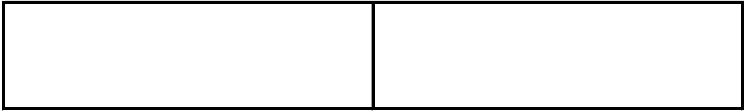
内山恵一 委員

鈴木正一 委員

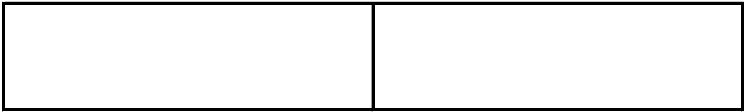
齋藤麻依子 委員

在原政枝 委員

永野房恵 委員



苅米次長 分目部長 山口課長 嘉茂



篠原 宮崎 立石 佐々木



傍聴人

入口

入口

袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて

(中間見直し)

袖ヶ浦市廃棄物対策課

1 計画の中間見直しの趣旨

本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）に基づき、平成5年度に袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画を策定し、4回の改定を行い、循環型社会の構築に向けた総合的な廃棄物対策を推進してきました。

これまで、廃棄物処理法の改正及び循環型社会形成推進基本法やリサイクルの推進に係る諸法の制定等が行われ、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から、循環型社会への転換に向けた対応が図られた結果、本市においても一般廃棄物のごみ総排出量が、減少するなどの一定の成果が見られたところです。

しかし、本市の家庭系ごみの排出量については、横ばい傾向にあり、国、県が掲げた目標値を達成するまでには至っておりません。

ごみの資源化についても、資源化量の減少に伴い再資源化率も減少傾向となっています。

このようなことから、引き続き、ごみの減量化、資源化への取り組みを推進していく必要があります。

現行計画の計画期間は、平成27年度から令和6年度の10年間となっており、令和元年度は、計画の中間目標年度となっています。

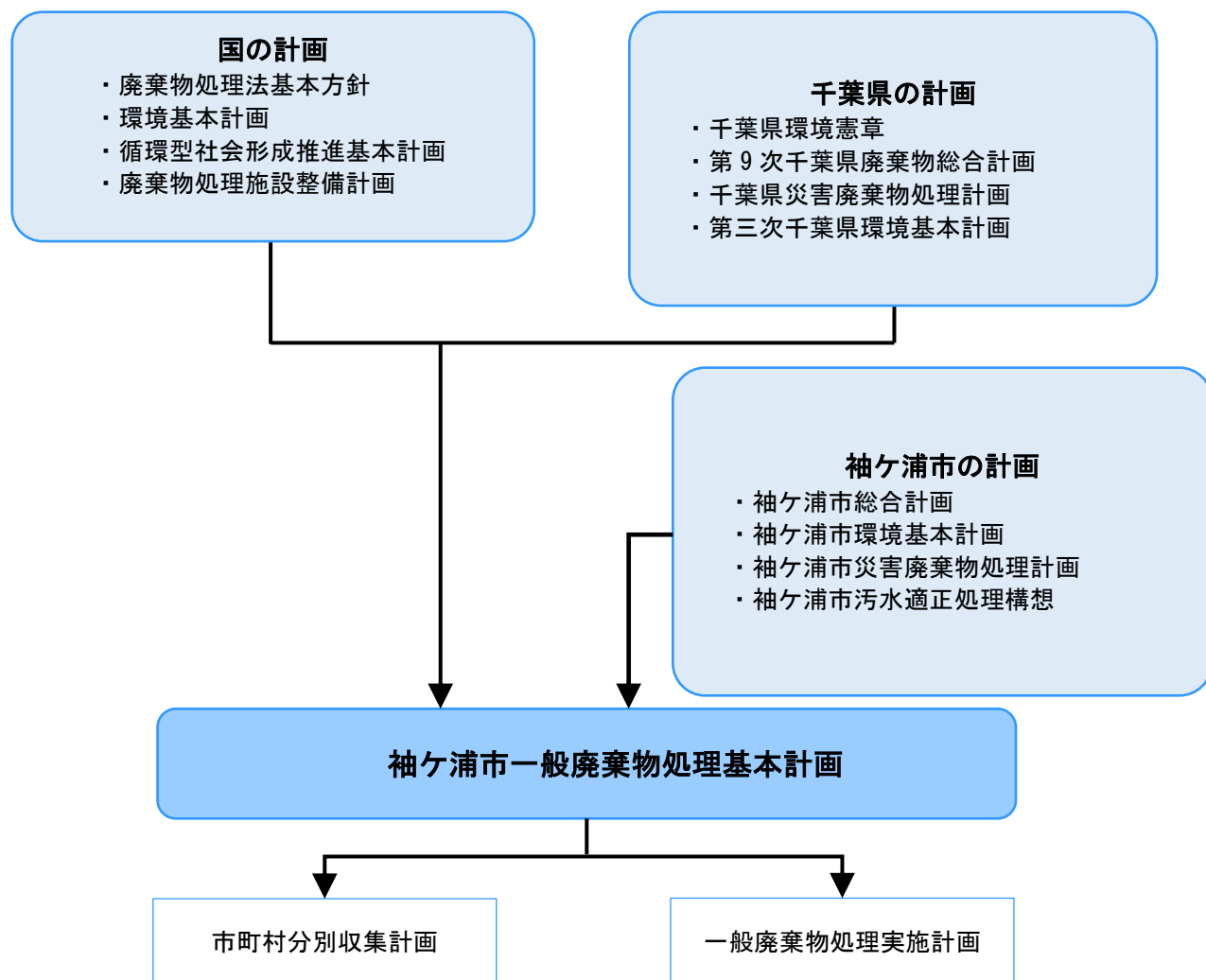
また、千葉県では、平成28年3月に第9次千葉県廃棄物処理計画が策定され、国では、平成30年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画が策定されました。

本市においても、令和2年度を初年度とする袖ヶ浦市総合計画や（仮称）第2次袖ヶ浦市環境基本計画が策定されます。

このようなことから、現行計画の取り組みの進捗状況や目標の達成状況を評価し、令和2年度以降のごみ処理体制を確実なものとするため、新たな取り組みの導入等について検討し、計画を見直すものとします。

2 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条に基づく法定計画として、本市の区域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定めるものであり、上位計画である袖ヶ浦市総合計画及び袖ヶ浦市環境基本計画に定められている一般廃棄物の処理に関する事項を具体化させるための取り組みを示すとともに、本市における一般廃棄物処理の最上位計画として位置づけられます。



3 計画見直しの基本的な方針

現行計画の見直しにあたっては、次に掲げる事項を基本的な方針とします。

- (1) 第四次循環型社会形成推進基本計画及び千葉県のごみ処理計画との整合性を図ります。
- (2) 袖ヶ浦市総合計画、(仮称)第2次袖ヶ浦市環境基本計画、市個別計画及び本市の関連諸施策との整合性を図ります。
- (3) 現行計画での基本方針を踏襲し、社会情勢の変化等による新たな課題等を踏まえるものとします。
- (4) パブリックコメント手続の実施など、市民や事業者の意見を広く聴く機会を設け、計画づくりを進めます。

4 計画の期間

現在策定作業中の「袖ヶ浦市総合計画」との整合性を図り、計画期間を令和2年度から令和13年度までの12年間とし、中間目標年度を令和7年度とします。

ただし、社会情勢の変化、国の制度改正、計画の進捗状況等により必要に応じて見直すものとします。

5 策定体制

- (1) 庁内体制

ア 政策調整会議での審議

イ 政策会議での審議

- (2) 市民参加

パブリックコメントの実施

作成した案について、パブリックコメントを実施します。

- (3) 市廃棄物減量等推進審議会

計画の見直しの進捗状況の各段階において意見を付すとともに、諮問される計画見直し案について答申を行います。

6 策定スケジュール

令和元年	5月～7月	現行計画の評価
令和元年	7月	計画構成案
令和元年	9月	計画素案
令和元年	11月	計画案
令和元年	12月	計画案公表・パブリックコメント実施
令和2年	3月	計画策定

策定スケジュール表

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体		構成案作成			素案作成		計画案作成		案修正		● 策定
政策調整 会議				● 素案		● 計画案					
政策会 議					● 素案		● 計画案				
審議会			● 現行評価 構成案			● 素案		● 計画案		● 諮問	
市民等								● パブコメ			
議会								● パブコメ 説明			

袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しに伴う取り組み等の評価について

1 目的

平成26年度に策定した袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画では、概ね5年ごとに計画を改定し、計画の中間年度である令和元年度に計画全体の評価と見直しを行うこととなっています。

計画の見直しに当たり、現状の課題として反映するため、現計画（平成26年度策定）の各取り組みの実施状況について評価を行うものです。

2 評価対象

現計画でのごみ処理に関する数値目標4項目及び取り組み39項目、生活排水処理に関する取り組み9項目を評価対象とします。

（数値目標 4項目／取り組み 48項目）

3 実施状況

（1）取り組みの実施状況については、4段階（実施済み、実施中、一部実施、未実施）で行いました。

実施済み・・・既に実施済み

実施中・・・実施中であり、継続して実施する必要がある

一部実施・・・実施中であるが、取り組みの一部が、未実施になっている

未実施・・・未実施のもの

（2）結果

別紙「袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画における取り組みの状況」のとおり

実施済み・・・3項目 実施中 ・・・40項目

一部実施・・・2項目 未実施 ・・・3項目

全体を通して、「実施済み」及び「実施中」を合わせると、43項目（89.6％）となり、取り組みは、概ね実施されています。

4 中間見直し後の廃棄物処理基本計画における取り組みの取り扱い

取り組み内容に対する実施状況等から、今後の方針について「完了」「継続」「統合」のいずれかを示しており、併せてその理由を記載しています。

完了（2項目）

実施状況において「実施済み」の取り組みで、中間見直し後の計画においては、取り組み項目からは、除外します。

継続（43項目）

実施状況において「実施中」「一部実施」の取り組みで、中間見直し後の一般廃棄物処理基本計画においても、引き続き、取り組んでいく項目。

統合（3項目）

実施状況において、「実施中」の取り組みで、内容を精査し、その他の取り組みと統合し、取り組んでいく項目。

現行計画における数値目標の達成状況及び評価

中間目標年度(令和元年度)数値目標の達成状況

平成26年に策定した袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画に定めた数値目標に対する達成状況について、以下に示します。

1人1日当たりのごみ総排出量及びごみ排出量の原単位は、平成31年度の目標値を達成しています。

項目	単位	平成30年度	平成31年度 中間目標年度	令和6年度 目標年度	評価
		実績値	目標値	目標値	
1人1日当たりのごみ総排出量	(g/人・日)	930	965	945	○
1人1日当たりのごみ排出量 (資源回収量を除く)	(g/人・日)	839	850	820	○
リサイクル率	(%)	25.6	31.5	33	△
最終処分量	(t)	677	660	630	△
リサイクルを実施している市民の割合	(%)	83.9※	85	90	△

評価の基準について

○:平成31年度目標値に対して100%以上の達成率

△:平成31年度目標値に対して80%以上の達成率

×:平成31年度目標値に対して80%以下の達成率

※平成31年4月実施の次期総合計画に関する市民意識調査

袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画における取り組みの状況

	No.	具体的な取り組み	平成27年度からの実施状況	進捗状況	評価	中間見直し後の一般廃棄物廃棄物処理基本計画における取り扱い	
		内容	平成30年度実施状況			今後の方針	備考
(1)ごみ排出抑制計画	1	ごみ減量化・資源化教育、普及啓発の充実	職員出前講座を2～3回/年、施設見学を3～6団体約100人～400人に実施。	実施中	学校や自治会等に対し、ごみ処理施設の見学や職員出前講座による啓発活動を行ったことにより、ごみの減量やリサイクルの意識を高めることができた。 生活習慣としてごみの減量やリサイクルを定着させるには、継続的に実施していく必要がある。	継続	
		ごみの減量やリサイクル意識を生活習慣として定着させるには、幅広い年齢層において一貫した環境学習が必要です。学校や地域社会において、ごみ処理施設の見学や、職員出前講座による啓発活動を行い、環境教育に積極的に取り組みます。 また、地域や事業者の自主的な取り組みを促します。	・職員出前講座の実施 2回(7月、2月) ・施設見学の実施 5団体 301人				
	2	生ごみの排出抑制	生ごみ肥料化容器等購入設置助成金の交付11人/年～27人/年、163,100円/年～376,200円/年の交付 広報そでがうらに1回/年掲載。	実施中	広報紙等での情報提供を行い、生ごみ肥料化容器等の補助を行ったことにより、生ごみの排出抑制を図ることができた。 ごみの減量化・資源化を実施するにあたり、効果的な方法であることから、継続して実施する。	継続	
		家庭から排出される厨芥類(生ごみ)は、可燃ごみの約30%を占め、水分も多いことから、水切り等の家庭でできる取り組みの情報提供・啓発を図るとともに、生ごみの減量化・再資源化を推進するため、生ごみ肥料化容器等の購入費用について補助金制度を継続するとともに、地域との協働による普及活動を推進します。	・生ごみ肥料化容器等購入設置助成金の交付 11人 12基 163,100円 ・広報そでがうら6/1号、10/15号に掲載				
	3	剪定枝の排出抑制	剪定枝粉碎機の貸し出し実施約2000kg～6000kg/年 平成28年度から広報そでがうらに掲載。	実施中	広報紙等での情報提供を行い、剪定枝粉碎機の貸し出しを行ったことにより、剪定枝をチップ化、堆肥化することができた。 ごみの減量化・資源化を実施するにあたり、効果的な方法であることから、継続して実施する。	継続	
		剪定枝は自然に発生するものですが、処分量も少なくありません。剪定枝の排出抑制を図るため、剪定枝のチップ化や堆肥化等、自らできる取り組みの情報提供・啓発を図るとともに、チップ化・堆肥化に必要な剪定枝粉碎機の貸し出しを継続します。	剪定枝粉碎機の貸し出し実施 63回 4,242kg ホームページ及び広報そでがうら 6/1号、11/15号に掲載				
	4	家庭系ごみ処理手数料の見直し【新規】	ごみ指定袋料金の現状、ごみの収集回数や容器包装リサイクルについて調査し、廃棄物減量等推進審議会に報告、審議の結果、ごみ指定袋料金の見直しを優先して進めていくこととなった。	実施中	県内のごみ処理手数料等に関する調査等を行い、廃棄物減量等推進審議会を経て、見直しについて進めていく。 ごみの減量化・資源化を実施するにあたり、効果的な方法であることから、継続して実施する。	継続	
		平成13年7月にごみ指定袋制度を導入してから、ごみ排出量は減少していたものの、一人1日当たりごみ総排出量は全国平均を上回っていることから、一層のごみ排出抑制と分別収集の推進及び再生利用を図る必要があり、ひとつの手段として、経済的な動機を活用した排出抑制効果が期待できるごみ処理手数料の見直しについて、平成25年度に開始された粗大ごみ有料化制度による排出抑制効果を見極めて検討するものとします。 ただし、ごみ処理手数料の見直しについては、市民説明会の開催等により住民の理解を求めるものとします。	ごみ指定袋料金の現状、ごみの収集回数や容器包装リサイクルについて調査し、廃棄物減量等推進審議会に報告、審議の結果、ごみ指定袋料金の見直しを優先して進めていくこととなった。				
	5	事業系ごみ処理手数料の見直し	平成28年度より他市の動向調査、比較検討を実施。 使用料及び手数料等の見直しに関する基本方針に基づき、手数料を算出。	実施中	他市の動向調査等を行い、事業系ごみの状況について、確認した。 事業者の自己処理責任の原則や排出削減等の観点から手数料については、引き続き検討していく必要があることから、継続して実施する。	継続	
		事業系一般廃棄物については、平成23年度にごみ処理手数料を10kg当たり80円から150円に改定し、ごみ処理費用に対する事業者の負担割合を35%程度としています。事業系一般廃棄物の排出削減が進展していないことから、事業者の自己処理責任の原則や排出削減等の観点から手数料の見直しを検討します。	使用料及び手数料等の見直しに関する基本方針に基づき、手数料を算出				
	6	ごみ収集日の見直し【新規】	平成28年度より他市の動向調査、比較検討を実施。費用の試算。	実施中	県内のごみ収集回数等に関する調査等を行い、廃棄物減量等推進審議会を経て、見直しについて進めていく。 ごみの減量化・資源化の取り組みとして、効果的であることから、容器包装リサイクルと合わせて、引き続き検討していく。	継続	
		本市では、可燃ごみを週3回、不燃ごみ・資源物を週1回、有害ごみを月1回収集していますが、近隣市や類似市と比較しても収集回数は多くなっています。 特に可燃ごみは、収集回数を減らすことで、ごみを減らそうという動機付けとなり、指定袋の使用量も含めて、ごみ減量化・資源化が期待できますが、利便性の低下やごみステーションの容量不足等が懸念されることから、排出者である市民の意見を踏まえて検討するものとします。	ごみ指定袋料金の現状、ごみの収集回数や容器包装リサイクルについて調査し、廃棄物減量等推進審議会に報告、審議の結果、ごみ指定袋料金の見直しを先行して進めていき、その後に容器包装リサイクルと合わせて検討していく。				

袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画における取り組みの状況

	No.	具体的な取り組み	平成27年度からの実施状況	進捗状況	評価	中間見直し後の一般廃棄物廃棄物処理基本計画における取り扱い	
		内容	平成30年度実施状況			今後の方針	備考
(1)ごみ排出抑制計画	7	一般廃棄物排出事業者への減量化・資源化指導徹底	平成26年度に「事業系ごみ適正処理ガイド」を作成。収集運搬許可業者を通じて、排出事業者へ「事業系ごみ適正処理ガイド」を配布。	実施中	排出事業者に対し、ガイドの配布等を行い、指導することにより、ごみの減量化・資源化を推進することができた。 継続的に指導等を行うことにより、ごみの減量化・資源化を図ることができることから、引き続き実施する。	継続	
		事業系ごみの減量化・資源化対策として、事業者に対してごみ排出指導や再資源化のPRをより一層徹底するとともに、大規模建築物を所有又は占有する事業者については、引き続き減量化・資源化計画書等の提出を求めます。	・収集運搬許可業者を通じて、排出事業者へ「事業系ごみ適正処理ガイド」を配布し、ごみの減量化・資源化を依頼している。				
	8	ごみガイドブックの作成	ガイドブックを作成、改定し、転入者や市民等に配布している。	実施中	平成28年度にガイドブックを改定し、配布したことにより、ごみの減量化・資源化等の啓発を図った。 ガイドブックによる啓発は、ごみ減量化・資源化を図ることができることから、引き続き実施する。	継続	
		「ごみと資源物の正しい分け方・出し方ガイドブック」について定期的に刊行し、ごみ減量化・資源化の啓発とごみ分別の周知を図ります。	・転入者や市民等へガイドブックを適宜配布している。				
	9	ごみ出しルール遵守の指導	広報、ホームページ、ガイドブック等による啓発を実施。	実施中	広報紙等での情報提供等を行ったことにより、ごみ排出ルールが周知でき、排出抑制、分別排出が図られた。 ごみ排出ルールの周知は、排出抑制、分別排出を行う上で、必要があることから、引き続き実施する。	継続	「No.10 障がい者へのごみ出しルール周知」「No.11 外国人へのごみ出しルール周知」を統合し、取り組み項目を精査する
		市街地や田園地域など地域特性に応じて、地域との協働によりごみの排出抑制・分別排出に関する指導を行うとともに、不適正排出については適格に対応し、ごみ排出ルールの遵守を推進します。	広報、ホームページ、ガイドブック等による啓発				
	10	障がい者へのごみ出しルール周知	音読ボランティアによるCD配布、聴覚障害者へのFAXによる粗大ごみ受付の継続。	実施中	障がい者へのCD配布等を行い、ごみ出しルールが周知され、排出抑制を図ることができた。 ごみ排出ルールの周知は、排出抑制等を行う上で、必要があることから、引き続き実施する。	統合	「No.9 ごみ出しルール遵守の指導」に統合し、取り組み項目を精査する
		目や耳が不自由な方に対して、引き続き市内障がい者団体への説明や、音読ボランティア等を通じて、ごみ排出ルールの周知を図ります。	音読ボランティアによるCD配布、聴覚障害者へのFAXによる粗大ごみ受付の継続				
	11	外国人へのごみ出しルール周知【新規】	外国語版「家庭ごみの分け方と出し方」を作成(英語、韓国語、中国語)配布を実施。	実施中	外国人に対し、外国語版「家庭ごみの分け方と出し方」リーフレットを配布等を行い、ごみ出しルールが周知され、排出抑制を図ることができた。 ごみ排出ルールの周知は、排出抑制等を行う上で、必要があることから、引き続き実施する。	統合	「No.9 ごみ出しルール遵守の指導」に統合し、取り組み項目を精査する
		市内に居住する外国人に対して、ごみの正しい分別のみならず、排出抑制や再資源化に協力してもらえるよう、外国語版リーフレットの配布やホームページでの周知の充実を図ります。	外国語版「家庭ごみの分け方と出し方」の配布・啓発				

袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画における取り組みの状況

	No.	具体的な取り組み	平成27年度からの実施状況	進捗状況	評価	中間見直し後の一般廃棄物廃棄物処理基本計画における取り扱い	
		内容	平成30年度実施状況			今後の方針	備考
(2)ごみ分別排出計画	12	資源物収集方法のあり方検討【新規】	資源回収自治会事業の収支や回収量などの推移及び課題の取りまとめ、今後の在り方について審議会へ報告	実施済み	資源回収の状況等について調査を行い、廃棄物減量等推進審議会を経て、ごみステーション収集と資源回収自治会事業を引き続き並行して実施していく。 ごみの減量化・資源化を実施するにあたり、効果的な方法であるとともに、地域コミュニティの活性化及び協働の推進にも寄与していることから、引き続き実施していく。	完了	
		本市では、従前より資源物のごみステーション収集と、資源回収自治会事業による資源物回収を展開してきましたが、資源回収を実施する自治会が増加したことにより、両者の取り組みが近接していることから、費用対効果を勘案し、将来の資源物収集のあり方について、統一化を含めて検討します。	資源回収自治会事業の収支や回収量などの推移及び課題の取りまとめ、今後の在り方について審議会へ報告				
	13	住民団体による集団回収の促進	自治会と市の橋渡し役である廃棄物減量等推進員に団体回収に関する案内を実施。また、未実施の住民団体へ団体回収開始方法等の案内及び説明会の開催。近隣他市と袖ヶ浦市の助成金額の差等について調査。	実施中	自治会と市の橋渡し役である廃棄物減量等推進員に住民団体による集団回収について、案内を行い、促進を図った。 ごみの減量化・資源化を実施するにあたり、効果的な方法であることから、継続して実施する。	継続	
		家庭ごみの資源化において自治会等の住民団体による集団回収は大きな役割を担っています。ごみを出さないライフスタイルへの第一歩として資源回収へ積極的な参加を促します。また、資源回収活動推進助成金交付事業については、家庭ごみ処理手数料の見直しに併せて、助成額の適正化について検討します。	自治会と市の橋渡し役である廃棄物減量等推進員に団体回収に関する案内を実施 資源回収自治会事業 1,374t 団体回収 745t				
	14	小型家電リサイクルの推進	持ち込み回収、拠点回収のほか、毎年イベント等で回収を行った。また、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」へ協力した。	実施中	広報紙等での情報提供やイベントへの参加等により、小型家電のリサイクルを推進することができた。 ごみの減量化・資源化を実施するにあたり、効果的な方法であることから、継続して実施する。	継続	
		使用済み小型電子機器等の再資源化(小型家電リサイクル)を図るため、平成26年度からクリーンセンター持ち込み回収及びイベント回収を開始したところですが、市民への周知徹底を図るとともに、必要に応じて回収品目の見直しを図ります。	ピックアップ回収、持込回収を実施 市民会館・平川公民館まつりにてイベント回収を実施(11月) 市役所、平川公民館、長浦公民館にてボックス回収を実施 「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」への協力 使用済小型家電 39t				
	15	容器包装プラスチックリサイクルの検討	プラスチック容器包装の分別収集を実施した場合の費用対効果について検討を行い、調査結果を審議会に報告。	実施中	容器包装リサイクルの現状に関する調査等を行い、廃棄物減量等推進審議会を経て、実施に向けて検討していくこととなった。 ごみの減量化・資源化の取り組みとして、効果的であることから、ごみ収集日と合わせて、引き続き検討していく。	継続	
		「容器包装リサイクル法」に基づく容器包装のうち、現在未収集となっているプラスチック製容器包装の分別収集については、国の動向を注視しながら、引き続き検討します。	プラスチック容器包装の分別収集を実施した場合の費用対効果について検討を行い、調査結果を審議会に報告。 審議の結果、ごみ指定袋料金の見直しを優先して進めていき、その後、ごみ収集日の見直しと合わせて検討していく。				
	16	生ごみリサイクルの検討【新規】	県主催の「バイオマス利活用研修会」出席、他市町村のバイオマスの取り組みについて調査。	実施中	生ごみをバイオマス資源として利活用等することについて、研修会への参加、他市町村の取り組みについて調査を行い、生ごみリサイクルについて、検討した。 ごみの減量化・資源化の取り組みとして、引き続き検討していく。	継続	
		生ごみは水分量が多く、ごみとして処理するには多くのエネルギーを必要とします。このため、バイオマス資源としての利活用及び生ごみの分別収集について、費用対効果を勘案しながら検討します。	他市町村のバイオマスの取り組みについて調査。				
	17	ごみカレンダーの配布	ごみカレンダーを自治会や不動産業者等を通じて市民へ配布した。	実施中	ごみカレンダーを自治会や不動産業者等を通じて、市民に配布したことにより、ごみの分別や収集日等の周知が図られた。 ごみカレンダーの配布は、ごみの分別や収集日等の周知が図られ、分別排出等に効果的であることから、引き続き実施する。	継続	
		広告主の協賛により寄贈されているごみカレンダーについて、引き続き自治会・賃貸住宅管理会社の協力を得て配布し、ごみ分別及び収集日の周知を図ります。	ごみカレンダーを自治会や不動産業者等を通じて市民へ配布(9、3月)するほか、クリーンセンター、市役所5階環境管理課及び行政センターで配布している。 今までは10月から9月までのカレンダーだったが、市民からの要望に応え、4月から3月までに変更するため、9月と3月の2回作成。				

袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画における取り組みの状況

	No.	具体的な取り組み	平成27年度からの実施状況	進捗状況	評価	中間見直し後の一般廃棄物廃棄物処理基本計画における取り扱い	
		内容	平成30年度実施状況			今後の方針	備考
(3)(1)(3)ごみ適正収集・運搬計画	18	収集ルートの見直し【新規】	袖ヶ浦駅海側土地区画整理事業や蔵波地区の宅地開発に伴いごみステーション増加していることから、各収集業者の収集量及び搬入回数の過去の推移と昨年度一年間の日別最終搬入時間の調査から、各収集業者ごとの負担から、収集ルート見直しの検討を行っている。	実施中	宅地の開発状況を把握し、収集ルートの見直しを行ったことにより、収集運搬費用の抑制が図れた。収集ルートを適宜見直すことは、収集運搬費用の抑制が図られることから、継続して実施。	継続	
		家庭ごみの収集・運搬については、適宜収集ルートを見直し、収集運搬費用の抑制を図ります。	袖ヶ浦駅海側土地区画整理事業地区において、収集業者と打ち合わせや試験収集を実施し、新収集ルートでの収集を行った。				
	19	高齢者等ごみ出し支援サービスの調査検討【新規】	他市町村の実施状況、市内の高齢者支援活動団体について情報収集を実施している。	実施中	高齢化社会等に対応した支援を行うため、他市町村の状況について、調査した。引き続き、他市町村の実施状況等の調査等を行い、検討していく。	継続	
		高齢化社会に対応した、高齢者・障がい者へのごみ出しサービスについて、調査検討します。	他市町村の実施状況、市内の高齢者支援活動団体について情報収集を実施している。				
	20	ごみステーションの管理徹底	広報、ホームページにおいて啓発実施	実施中	広報紙等による啓発等を行ったことにより、ごみステーションの適正な維持管理について、周知が図れた。ごみステーションの適正管理は、ごみの適正処理に繋がることから、継続して実施。	継続	「No.21 ごみステーションのあり方検討」を統合し、取り組み項目を精査する
		本市では、家庭から出る可燃ごみ等は、自治会加入の有無に関わらず、ごみステーションに排出することとなっていますが、ごみステーションの維持管理に参加しない市民が増えており、利用者相互で責任を持って維持管理を行う習慣を定着させるため、地域と協働して啓発活動を展開します。	広報、ホームページにおいて啓発実施				
	21	ごみステーションのあり方検討【新規】	ステーション設置にかかる補助金制度の廃止（H29年度～） 自治会ステーション用ネットの無料配布 他市町村のごみステーション方式の調査	実施中	衛生的に維持管理できるごみステーションのあり方について、検討し、ごみステーション用ネットの配布を行い、ごみの適正処理を支援した。ネットの配布は、衛生的なごみステーションの維持管理等ごみの適正処理に繋がることから、引き続き実施する。ただし、取り組みとしては、「No.20 ごみステーションの管理徹底」に統合する。	統合	「No.20 ごみステーションの管理徹底」に統合し、取り組み項目を精査する
		ごみステーションは、ボックス型が一般的ですが、老朽化や不法投棄の対応に地域が苦慮しているため、居住環境への影響を最小限に抑え、衛生的に維持管理できるごみステーションのあり方について検討します。	自治会ステーション用ネットの無料配布				
	22	事業系ごみ搬入物検査の実施	搬入時に不適物があった場合には、収集運搬事業者に搬出元の確認を行った。	実施中	搬出元確認を行い、ごみの適正処理について、指導した。事業者の自己処理責任の原則や排出削減等の観点から、適正処理を指導していく必要があることから、継続して実施する。	継続	
		直接搬入や許可業者を通じて搬入される事業系ごみについて、袖ヶ浦クリーンセンターで搬入物検査を実施し、資源物や受け入れ不適物の混入を防ぐとともに、悪質な場合は事業所に立ち入り検査を行い、ごみ処理の適正化を指導します。	搬入時に不適物があった場合には、収集運搬事業者に搬出元の確認を行っている。				
	23	資源物持ち去り行為対策	通報により、パトロールを実施している。	実施中	パトロール等を行うことにより、資源物の持ち去りを抑制することができ、ごみの適正処理が図れた。資源物の持ち去りを抑制することは、適正な方法でのごみの資源化を実施していくのに必要があることから、継続して実施する。	継続	
		有価にて取引される資源物は、持ち去られる可能性があります。ごみステーションのみならず資源回収においても持ち去りが頻発する場合の対策について、調査検討します。	通報により、パトロールを実施している。				
	24	事業系ごみのごみステーション混入対策	排出者が判明したごみについては個別に口頭指導を実施した。	実施中	口頭での指導の他、事業者に対し、「事業系ごみ適正処理ガイド」等を配布し、ごみの適正処理について周知指導を行った。ごみの適正な処理を徹底させることは、ごみの減量化・資源化を実施していくのに必要があることから、継続して実施する。	継続	
		事業系ごみを家庭ごみ用指定袋に入れてごみステーションに排出する事案が後を絶ちません。不適正排出を行った事業者には厳正な指導を行います。	排出者が判明したごみについては個別に口頭指導を実施している。				

袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画における取り組みの状況

	No.	具体的な取り組み	平成27年度からの実施状況	進捗状況	評価	中間見直し後の一般廃棄物廃棄物処理基本計画における取り扱い	
		内容	平成30年度実施状況			今後の方針	備考
(3)ー(3)ー2「ごみ適正処理計画」 中間処理計画	25	クリーンセンターにおける資源物回収	クリーンセンターにおける資源物回収を実施	実施中	クリーンセンターにおいて、使用済み小型家電のピックアップ回収等を行い、ごみの資源化を推進した。ごみの減量化・資源化を実施するにあたり、効果的な方法であることから、継続して実施する。	継続	
		袖ヶ浦クリーンセンターに搬入される不燃ごみ・粗大ごみについて、粗大ごみ処理施設で使用済み小型家電のピックアップ回収を行うとともに、有害ごみ・不適物等の選別を行い、破碎処理後、金属類の回収を図ります。	クリーンセンターにおける資源物回収を実施。クリーンセンター資源回収量 1,378t				
	26	可燃ごみの資源化	可燃ごみ等の適正処理及び資源化を実施	実施中	KCSで可燃ごみの溶融処理を行い、スラグ・メタルを生成し、資源化を図った。ごみの減量化・資源化を実施するにあたり、効果的な方法であることから、継続して実施する。	継続	
		袖ヶ浦クリーンセンターに搬入された可燃ごみ及び粗大ごみ処理施設で発生した可燃ごみは、引き続きKCSで溶融処理及び再資源化（溶融スラグ・メタルの生成）を図ります。	可燃ごみ等の適正処理及び資源化を実施 溶融スラグ、溶融メタル 2,032t				
	27	剪定枝の資源化	29年度までは中型粉砕機による搬入枝木のチップ化を実施していたが、30年度に資源物選別用のストックヤードを整備したことから、再資源化業者に引き渡して資源化を実施。累計で214.68t	実施中	剪定枝等の資源物を選別するストックヤードを整備し、剪定枝等を再資源化業者に引き渡し、資源化を図った。ごみの減量化・資源化を実施するにあたり、効果的な方法であることから、継続して実施する。	継続	
袖ヶ浦クリーンセンターに搬入された剪定枝については、できるだけ処理を行わず、堆肥化・チップ化による再生利用を促進します。		剪定枝及び刈草を再資源化業者へ引き渡して資源化 123.19t					
(3)ー(3)ー3「ごみ適正処理計画」 最終処分計画	28	最終処分場の確保	民間処分場にて最終処分	実施中	最終処分場を確保することは、安定的なごみの処理をする上で、必要なことから、引き続き民間事業者及び関係自治体と協議を行う。	継続	
		最終処分場の安定的な確保について、引き続き民間事業者及び関係自治体と協議を行います。	民間処分場にて最終処分				
	29	市保有最終処分場の管理継続	維持管理を実施	実施中	水質検査やガス分析を実施した結果、全て基準内の数値であった。適正な管理を行う必要があり、今後も継続的に実施する。	継続	
		市の保有する一般廃棄物最終処分場について、引き続き適正に管理します。	維持管理を実施				
	30	市保有最終処分場の拡張検討【新規】	残余容量の算定方法等を確認し、残余容量を算定	実施中	最終処分場の残余量の測定をした結果、埋立可能な体積が少ないことから、他の処分場について引き続き検討していく必要があるので、継続して実施する。	継続	
平成23年の原子力発電所事故の影響により、民間最終処分場への処分委託費が高騰していることから、袖ヶ浦クリーンセンター敷地内での最終処分場拡張の可能性について検討します。		残余容量の算定を実施					
(4)ー「ごみ処理施設整備計画」	31	次期広域廃棄物処理施設の検討【新規】	君津地域4市で基本構想を策定。事業方式をPFI法に則った事業方式にする。PFI法第6条の民間提案の受付・審査・公表。10月1日から木更津市に廃棄物処理事業準備室を開設し、各市から職員を派遣。循環型社会推進交付金を受けるための地域計画を策定し、県に提出。安房地域2市1町から事業参加申入れがあり、これを承諾し、6市1町で覚書を締結。（12月）6市1町で、平成30、31年度の負担割合について協定書の締結。（3月）	実施中	現行のKCSが令和8年度末に事業終了となることから、平成27年度から次期施設について検討を進めている。30年度までに基本構想の策定、安房地域の参加、事業方式の決定等順調に事業を進めてきた。今後も令和9年度からの次期施設の稼働を目指し事業を実施していく必要がある。	継続	
		君津地域広域廃棄物処理事業において、現行のKCSの協定期間後の対応について検討を図ります。検討に際しては、従来の可燃ごみ処理のみならず不燃ごみ・粗大ごみ・資源物の広域処理について実現性を検討します。					
	32	資源物選別・一時保管施設の整備推進	資源物等の一時保管施設の整備について県と協議を行い、資源物等のストックヤードを整備した。	一部実施	資源物等の選別施設の整備については、容器包装リサイクルの取り組みや君津地域広域廃棄物処理事業と整合性を図りながら検討していく必要があるので、継続して実施する。	継続	
		ごみ資源化への対応として、資源回収物を含めた資源物の一時保管及び選別施設の整備を検討します。ただし、君津地域広域廃棄物処理事業と整合性を図りながら検討するものとします。	資源物等の一時保管施設として、資源物等のストックヤードを整備した。				
	33	既存施設の整備方針の検討	ごみ処理施設の整備について、検討・協議し、更新工事を実施。引き続き、更新工事を実施予定。	一部実施	旧ごみ処理施設焼却炉設備の解体は多額の費用がかかるため、交付金制度を活用した解体を引き続き、検討する必要があることから、継続して実施する。	継続	
		現行のごみ処理施設（中継施設）の再整備は、君津地域広域廃棄物処理事業と整合性を図りながら検討するものとします。なお、旧ごみ処理施設焼却炉設備の解体は多額の費用がかかるため、交付金制度を活用した解体を検討します。	剪断式破砕機更新に伴う、生活環境影響調査の実施 クレーン更新工事を実施				
34	久保田最終処分場の完全閉鎖【新規】	県と協議し平成30年度に完全閉鎖となった。土地の利活用については、指定区域となっており、難しい状況となっています。	実施済み	平成31年3月28日に久保田最終処分場が完全閉鎖となったことから、完了とする。	完了		
	久保田最終処分場の完全閉鎖と、土地の利活用について関係機関と協議を行います。						

袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画における取り組みの状況

	No.	具体的な取り組み	平成27年度からの実施状況	進捗状況	評価	中間見直し後の一般廃棄物廃棄物処理基本計画における取り扱い	
		内容	平成30年度実施状況			今後の方針	備考
(5) その他ごみ処理に関する計画	35	廃棄物減量等推進員制度のあり方検討【新規】	推進員アンケートを実施した他、審議会に資源回収等のあり方について、報告。	実施済み	廃棄物減量等推進員へのアンケートの他、資源回収の状況について、調査等を行い、廃棄物減量等推進審議会を経て、資源回収自治会事業を継続して実施していくことになったことから、推進員制度についても現状と同じ体制で実施していく。ごみの減量化・資源化を実施するにあたり、効果的な方法であるとともに、地域コミュニティの活性化及び協働の推進にも寄与していることから、今後も実施していくこととする。	継続	
		本市では、廃棄物減量等推進員を中心に資源回収自治会事業を実施していますが、推進員の活動が時代に即した内容となるよう、推進員制度のあり方について検討を行い、必要に応じた制度改正を行います。	推進員アンケートを実施した他、審議会に資源回収等のあり方について、報告。				
	36	災害廃棄物処理計画の策定【新規】	県主催の研修会に参加。 他自治体での策定状況等の調査の実施	実施中	研修会への参加や他市町村の策定状況の調査等を行い、策定に向け準備をしてきた。 令和元年度に策定予定となっていることから、継続して実施する。	継続	令和元年度策定予定。
		施設の耐震化や、浸水対策、災害廃棄物の仮置場の確保、広域的処理体制の整備等災害発生時のごみ処理全般に関わる事項として、袖ヶ浦市地域防災計画と連携した「災害廃棄物処理計画」を策定します。	平成31年度の策定に向けて準備				
	37	適正処理困難物への対応【新規】	環境衛生促進協議会を通じて国の予算に対する要望書を提出。	実施中	家庭から排出される一般廃棄物で、市での処理が、困難な廃棄物について、環境衛生推進協議会を通じて、国の予算に対する要望書を提出し、ごみの適正処理について働きかけを行った。 今後もごみの適正処理について、対応が必要なことから、継続して実施する。	継続	
		廃棄物処理法に基づき国が指定する適正処理困難物以外に、家庭から排出される一般廃棄物であっても、市で処理することが困難な廃棄物について、事業者の拡大生産者責任に基づく処理を促すとともに、国・県に対して働きかけを行います。	環境衛生促進協議会を通じて国の予算に対する要望書を提出。				
	38	不法投棄の防止対策	週6日の市職員によるパトロールの他、不法投棄監視員によるパトロールの実施 監視カメラを17台設置	実施中	週6日の市職員によるパトロールや不法投棄監視員によるパトロール等を実施し、不法投棄の防止に努めた。 不法投棄をさせない環境づくりを目指す上で、必要であることから、継続して実施する。	継続	
		不法投棄を防止するため、不法投棄監視員や市職員によるパトロールを強化するとともに、監視カメラの設置や県・警察との連携を強化します。また、土地の所有者・管理者に不法投棄の注意喚起をするとともに、協働による不法投棄をさせない環境づくりを目指します。					
	39	環境物品の使用及びグリーン購入の促進	未実施	未実施	環境物品の使用及びグリーン購入については、循環型社会の形成に向けて必要な取り組みであるが、予算や購入計画等により、使用等には至らなかった。 循環型社会の形成に向け、必要な取り組みであるが、全庁的に取り組んでいく必要があることから、引き続き、検討する	継続	
		市内事業者のみならず、市も自らが事業者として、グリーン購入・契約など循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行します。	未実施				

袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画における取り組みの状況

	No.	具体的な取り組み	平成27年度からの実施状況	進捗状況	評価	中間見直し後の一般廃棄物廃棄物処理基本計画における取り扱い	
		内容	平成30年度実施状況			今後の方針	備考
(1)生活排水抑制計画	1	生活排水抑制の教育、普及啓発の充実	木更津工業高等専門学校との協働により、啓発教育を行った。袖ヶ浦終末処理場にて小学生の見学の受け入れや市民見学会の実施を継続して行う他、市HPより特設サイトを作成し、啓発教育を行った。	実施中	小学生や市民を対象とし、終末処理場の見学やホームページ等により、生活排水抑制の啓発等が図れた。生活習慣として生活排水の抑制を定着させるには、継続的に実施していく必要があることから、今後も実施する。	継続	
		生活排水が水環境へ与える影響等に関する意識を育むため、学校や地域社会において、職員出前講座等による広報活動を行い、環境教育に積極的に取り組みます。	袖ヶ浦終末処理場にて小学生の見学の受け入れ(市内4校)や市民見学会(計5名)の実施を継続して行う他、市HPより特設サイトを作成し、啓発教育を行っている。				
	2	廃食用油・生ごみの適正処理	資源回収自治会事業において廃食用油を回収し、資源化している。	実施中	資源回収自治会事業において、廃食用油の回収を行い、資源としての有効活用が図れた。ごみの減量化・資源化を実施するにあたり、効果的な方法であることから継続的に実施する。	継続	
		廃食用油や食べ残し等が、直接台所から排水しないよう排水ネットの利用など、家庭でできる取り組みの情報提供・啓発を図るとともに、廃食用油を資源として有効活用するため、資源回収自治会事業での回収に協力してもらえるよう普及啓発活動を行います。	資源回収自治会事業において廃食用油を回収し、資源化している。				
	3	洗濯排水・風呂の残り湯対策	パンフレットの配布を継続して行う他、市HPより特設サイトを作成し、使用油の減や洗剤の適正利用を呼び掛けている。	実施中	パンフレットの配布やホームページでの情報提供を行い、使用油の減や洗剤の適正利用の啓発等が図れた。生活習慣として生活排水の抑制を定着させるには、継続的に実施していく必要があることから、今後も実施する。	継続	
		洗濯に使用する洗剤には、無リン合成洗剤やせっけんを使用するとともに、洗剤を過剰使用しないよう普及啓発活動を行います。また、風呂の残り湯を洗濯等に再利用するよう普及啓発活動を行います。	パンフレットの配布を継続して行う他、市HPより特設サイトを作成し、使用油の減や洗剤の適正利用を呼び掛けている。				
(2)生活排水処理促進計画	4	合併処理浄化槽への転換促進	広報そでがうらにて、合併処理浄化槽補助金制度について掲載し啓発を行った。合併処理浄化槽設置事業補助金制度への申請は、単独処理浄化槽からの転換は累計13件、汲み取り便槽からの転換は累計5件であった。	実施中	広報紙等により、合併処理浄化槽補助金制度等の情報提供を行ったことにより、合併処理浄化槽への転換が促進され、生活排水の適正な処理を推進した。合併処理浄化槽への転換促進は、生活排水の適正処理を行う上で、必要であることから、継続的に実施する。	継続	
		単独処理浄化槽や汲み取り便槽を利用している家庭については、合併処理浄化槽への転換を促すとともに、合併処理浄化槽設置事業補助金制度の利活用について啓発を行います。また、住宅の周辺に排水先が無い地域については、蒸発拡散装置等の設置について、生活排水処理施設設置事業補助金の活用を併せて啓発を行います。	4/15広報そでがうらにて、合併処理浄化槽補助金制度について掲載し啓発を行った。合併処理浄化槽設置事業補助金制度への申請は、単独処理浄化槽からの転換は4件、汲み取り便槽からの転換は0件である。				
	5	高度処理型合併処理浄化槽の普及促進	合併処理浄化槽設置事業補助金の交付対象を高度処理型に限定することにより普及促進を図っている。合併処理浄化槽設置事業補助金制度への申請は、新規設置が累計98件である。	実施中	広報紙等により、合併処理浄化槽補助金制度等の情報提供を行ったことにより、高度処理型合併処理浄化槽の設置が促進され、生活排水の適正な処理を推進した。高度処理型合併処理浄化槽の設置促進は、生活排水の適正処理を行う上で、必要であることから、継続的に実施する。	継続	
		新規に合併処理浄化槽を設置する家庭については、窒素やリンをより多く除去する高度処理型合併処理浄化槽の設置を促進します。	合併処理浄化槽設置事業補助金の交付対象を高度処理型に限定することにより普及促進を図っている。合併処理浄化槽設置事業補助金制度への申請は、新規設置が23件である。				
	6	浄化槽適正管理の指導強化	広報・ホームページにおける啓発の実施	実施中	広報紙等により、浄化槽の保守点検等について情報提供を行い、浄化槽の適正管理について啓発が図れた。浄化槽の適正管理についての啓発は、生活排水の適正処理を行う上で、必要であることから、継続的に実施する。	継続	
		既に設置されている浄化槽(合併及び単独)が処理能力を十分に発揮できるように、市民や事業者に対して、浄化槽法に基づく保守点検、清掃及び水質検査の必要性等を啓発します。また、不適正な管理状態にある浄化槽については、指導権限のある県と連携を図りながら、改善を求めるものとします。	広報・ホームページにおける啓発の実施				
(4)生活排水処理施設整備計画	7	生活排水処理施設の長寿命化計画策定【新規】	未実施	未実施	し尿処理施設及び生活排水処理施設の長寿命化を今後、計画する必要がある、継続して実施する	継続	令和2年度長寿命化計画策定予定
		環境省が作成した「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き(し尿処理施設・汚泥再生センター編)」を参考に、し尿積み替え施設の長寿命化計画を策定します。	未実施				
	8	生活排水処理機能の維持	し尿処理施設の点検及び維持管理工事の実施	実施中	施設の点検の実施、維持管理工事の実施により、適正に設備が稼働していることから、今後についても継続的に実施する。	継続	令和2年度長寿命化計画策定予定
		施設の長寿命化計画に基づき、施設の基幹的設備の更新等を適正かつ的確に実施するとともに、更新前においても設備機能の保持に努めます。	し尿処理施設の点検及び維持管理工事の実施				
	9	交付金制度の利活用【新規】	未実施	未実施	長寿命化計画策定後の施設の再整備については、交付金の活用について、検討していく必要があるため、継続する。	継続	
		し尿等積み替え施設の再整備検討にあたっては、既存施設の解体費用も生じることから、交付金制度等を利活用した財源確保を図ります。	未実施				

袖ヶ浦市災害廃棄物処理計画の策定について

1. 災害廃棄物処理計画とは

地震などの大規模な災害が発生すると、家や建物等が壊れ、膨大な量の木くずやブロック等が発生します。また、家の中でも、大量の壊れた家具や、生活に伴う生活ごみ・し尿が発生します。これらを「災害廃棄物」といいます。

災害廃棄物の処理にあたっては、まず市民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安心安全のための迅速な対応が必要になり、市民が安心して暮らせる災害に強い地域社会の形成が不可欠です。

国や県でも災害廃棄物の処理に対する対策を進めており、平成 27 年（2015 年）8 月には、災害廃棄物に係る経験や教訓に基づき、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という）及び災害対策基本法が改正されました。

さらに、法改正を受け、防災基本計画や廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「廃棄物処理法基本方針」という）において地方公共団体は災害廃棄物処理計画を策定することなどが明記されました。

法改正に伴い、千葉県においても、「千葉県廃棄物処理計画（第 9 次）」（平成 28 年 3 月）において、非常災害時における廃棄物の適正処理に関する事項等について「県災害廃棄物処理」として策定することとし、平成 30 年 3 月に「千葉県災害廃棄物処理計画」が策定されました。

「災害廃棄物処理計画」とは、今までの大きな災害の経験等により蓄積された成果を踏まえて、本市における平常時の災害予防対策と、発災時の状況に対応した災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指してとりまとめたものです。

また、災害廃棄物処理計画の策定時に発生量を予測し対策を検討することから、災害廃棄物対策に関する教育訓練や人材育成にも活用することができます。

本計画の基本方針、基本的事項について袖ヶ浦市地域防災計画を基に整理し、災害廃棄物の処理体制について検討します。

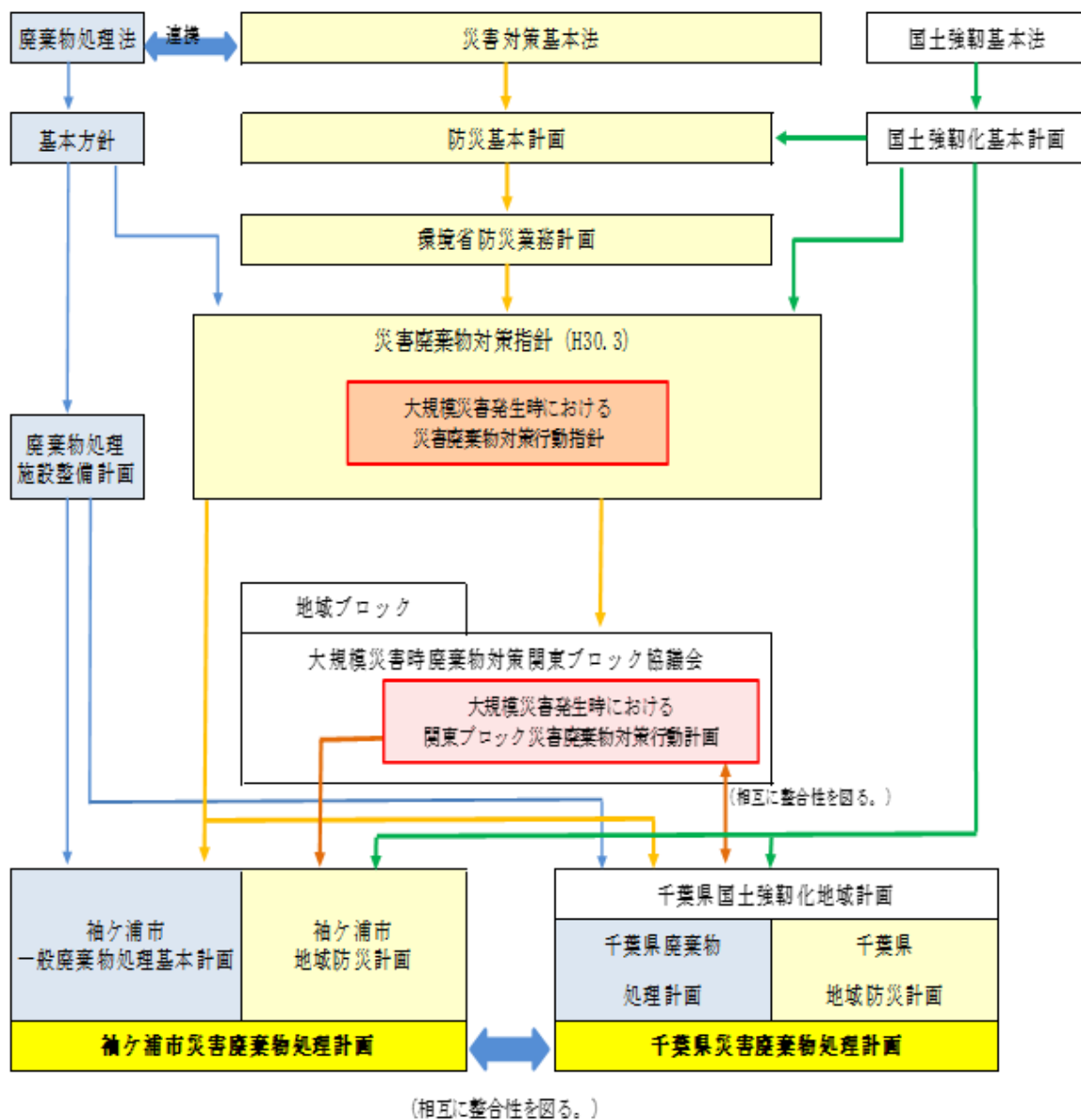
その他、千葉県災害廃棄物処理計画、災害廃棄物対策指針や関係法令についても整合性を図り整理します。

災害廃棄物排出状況



2. 本計画の位置づけ

本計画は、国が策定した「対策指針」を踏まえ、「袖ヶ浦市一般廃棄物処理計画」、「袖ヶ浦市地域防災計画」及び「千葉県災害廃棄物処理計画」との整合を図り、災害廃棄物の処理に関する袖ヶ浦市の基本的な考え方を示すものです。



3. 計画の基本的な方針

本計画の策定にあたっては、計画の位置付けを踏まえ、次に掲げる事項を基本的な方針とします。

- (1) 災害廃棄物を復旧・復興時における有用な資材ととらえ、東日本大震災での再資源化実績も踏まえて、可能な限り資源化します。
- (2) 非常災害時であっても、できる限り効率的に分別・選別し、性状に応じた中間処理、再生利用等により災害廃棄物を減量化し、最終処分量を低減します。
- (3) 最大限、袖ヶ浦市内の施設や広域処理施設を利用して処理を行うことを優先します。処理期間内に処理できない場合は、仮設処理施設や他の広域処理を活用します。
- (4) 災害廃棄物の処理の遅れが被災地の復旧・復興の妨げとならないように、可能な限り短期間での処理を目指し、災害廃棄物の発生量等に応じて、適切な処理期間を設定します。なお、国や県の指針では「大規模災害であっても、災害廃棄物は3年以内で処理を終了するものとする」となっていることから、3年以内で処理を終了するよう目指します。

4. 計画の期間

本計画は袖ヶ浦市地域防災計画の修正のほか、国が行う法整備や指針の策定の状況等、千葉県災害廃棄物処理計画の修正等を踏まえ、計画の実効性を高めるため、計画期間は定めずに適宜見直しを行います。

また、地域特性の変化や国内で大災害が発生した場合には、そのたびに新たな課題が生じますので、災害廃棄物処理の新たな課題や経験・知見を踏まえたうえで見直しを行います。

5. 策定体制

(1) 庁内体制

- ア 政策調整会議での審議
- イ 政策会議での審議

(2) 市民参加

- パブリックコメントの実施
- 作成した案について、パブリックコメントを実施します。

(3) 市廃棄物減量等推進審議会

- 計画の進捗状況の各段階において意見を付すとともに、諮問される計画見直し案について答申を行います。

6. 策定スケジュール

令和元年	5月～7月	概要説明資料の作成及び策定資料の収集
令和元年	7月	計画の概要説明
令和元年	9月	計画素案
令和元年	11月	計画案
令和元年	12月	計画案公表・パブリックコメント実施
令和2年	3月	計画策定

策定スケジュール表

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体		→ 説明資料作成	→	→ 素案作成	→	→	→ 計画案作成	→	→ 案修正	→	● 策定
政策調整 会議				● 素案		● 計画案					
政策会 議					● 素案		● 計画案				
審議会			● 計画の 概要説明			● 素案		● 計画案		● 諮問	
市民等								● パブコメ	→		
議会								● パブコメ 説明			

7. 袖ヶ浦市災害廃棄物処理計画策定にあたって

東日本大震災や熊本地震といった巨大地震や、広島市土砂災害、関東・東北豪雨、九州北部豪雨、西日本豪雨といった浸水被害等、近年、巨大な災害が起きています。

災害廃棄物はこのような事態で発生するごみで、普段は見られないような以下のような特徴があります。

- ・ 一度に多量に発生する。
- ・ 法的に一般廃棄物であるが、倒壊家屋、土砂、流木等が多量に発生するため、性状的には産業廃棄物に近い。
- ・ 水害の場合は水分や土砂を多量に含んでいるため（畳やふとん等）、重く、また分別等の処理が難しい。
- ・ 処理施設そのものが被災している場合があり、災害廃棄物を処理できないことも考えられる。
- ・ 近隣市も同様に被害を被っている場合がある。

袖ヶ浦市災害廃棄物処理計画は、このような大規模災害の発生時に、多量に発生する災害廃棄物を迅速に処理するために、事前に定めておく計画です。



画像：環境省 HP

8. 最近の災害被害状況

平成 30 年 7 月に起きた西日本豪雨では、多数の被害者が出た稀に見る大きな災害でした。災害廃棄物も数十万～100 万トン発生したといわれています。

新聞報道によると、多くの自治体で災害廃棄物処理計画を策定していない(約 65%)ため、どのような行動を初動期に行ったらよいか、災害廃棄物の仮置場をどうしたらよいか、ということが計画的に進められなかった、ということが一番の課題となっています。

そこで、本計画を進めていく上で、初動期や応急対応機等の時系列における対応方法、仮置場設置等を示していきます。

【過去大災害の災害廃棄物の発生量】

災害名	発生年月	災害廃棄物量	損壊住宅数	処理期間
阪神・淡路大震災	1995 年 1 月	1,500 万トン	全壊：10 万 4,906 半壊：14 万 4,274 一部損壊：39 万 506 焼失：7,534	約 3 年
新潟県中越地震	2004 年 10 月	60 万トン	全壊：3,175 半壊：3 万 4,498 一部損壊：15 万 4,074	約 3 年
東日本大震災	2011 年 3 月	3,100 万トン ※津波堆積物含む	全壊：11 万 8,822 半壊：18 万 4,615	約 3 年 ※福島県除く
広島土砂災害	2014 年 8 月	58 万トン	全壊：179 半壊：217 一部損壊：10 万 3,854	約 1.5 年
平成 28 年熊本地震 (熊本県のみ)	2016 年 4 月	303 万トン (2018 年 2 月末 の処理量)	全壊：8,663 半壊：3 万 4,498 一部損壊：15 万 4,074	約 2 年 (予 定)

出典：平成 30 年版 環境省 環境白書

9. 袖ヶ浦市の被害想定

1. 想定地震

計画の前提とする想定地震は、本市にて「関東地震」、「直下型地震」が発生した場合を想定した、袖ヶ浦市地域防災計画内にある建物被害想定で災害廃棄物発生量を算出していきます。

- | | |
|---------------|---------------------------|
| ○ 関東地震 | マグニチュード 7.9 断層までの距離 32 km |
| ○ 市直下を震源とする地震 | マグニチュード 7.2 断層までの距離 16 km |

※関東地震

建物種別	総棟数 (棟)	大破棟数 (棟)	大破率 (%)	中破棟数 (戸)	中破率 (%)
木造建物	19,082	3,404	17.8	4,406	23.1
非木造建物	3,955	351	8.9	627	15.9
合計又は平均	23,037	3,755	16.3	5,033	21.8

出典：袖ヶ浦市地域防災計画

※直下型地震

建物種別	総棟数 (棟)	大破棟数 (棟)	大破率 (%)	中破棟数 (戸)	中破率 (%)
木造建物	19,082	1,294	6.8	3,332	17.5
非木造建物	3,955	143	3.6	371	9.4
合計又は平均	23,037	1,437	6.2	3,703	16.1

出典：袖ヶ浦市地域防災計画

2. 想定風水害

袖ヶ浦市地域防災計画の風水害等編、小櫃川浸水想定区域の氾濫被害に基づき算出していきます。

10. 災害廃棄物の種類

災害廃棄物は通常の廃棄物と大きく異なる点があります。

①一度に多量に発生

②性状的に産業廃棄物

コンクリートがら



金属くず



不燃性混合物



木くず



可燃性混合物



画像：環境省HP

③台風や豪雨では水害廃棄物が発生

1 1. 災害廃棄物の困難性

災害廃棄物は通常の廃棄物と異なり、次にあげるような困難性があります。

- ①路肩には災害廃棄物（瓦礫）や片付けごみが山になる。
- ②災害廃棄物の処理には多数の重機が必要となるが、近隣も被災しているため重機が足りなくなる。
- ③畳などは水を吸って処理が困難となる。また、積置いた畳が腐敗することもあります。
- ④冷蔵庫は1階に置かれることが多く、豪雨の浸水で多量に排出される。
また、内容物が腐敗することもあります。
- ⑤近隣市町村も被災することもあり、支援を求められない場合があります。

1 2. 避難所のごみ・し尿

避難所から発生するごみやし尿の処理も重要な業務

- ①発災直後、早急に避難所に仮設トイレを設置
- ②発災直後数時間には仮設トイレの収集を行う
- ③生活ごみも毎日排出される
おむつ（大人用・子供用）も排出され、不衛生な状況になることもあります。
- ④路上のマンホールではマンホールトイレが設置できない場合があります。

1 3. 発災後の初動対応

発災直後から概ね1か月後までの対応

- ①初動対応の命令を発する。
- ②災害対策組織への移行
- ③処理方針の決定
- ④情報収集・連絡体制の確保
- ⑤協力支援体制の構築
- ⑥仮置場設置

1 4. 仮置場

災害廃棄物を処理するためには仮置場を設置する必要があります。

- ①市有地や公有地を利用するとともに、できる限り早急に収集を行い集積する。
- ②仮置場を設置する
仮置場には簡易破砕機などを設置する。
- ③仮置場設置の留意事項
利用期間は1年以上に及ぶ
- ④仮置場の所在地の公表
仮置場を公表することが難しい事
- ⑤仮置場設置の課題
利用可能な空き地の把握が困難

1 5. 広域処理

被害が甚大な場合は、広域的な処理を検討する

- ①他市との協定
相互協力協定、相互支援協定など
- ②県への処理委託
- ③廃棄物関係団体との協定

1 6. その他の留意事項

- ①緊急輸送道路の早期の確保
重機が足りない場合の対応
- ②仮設トイレの確保
レンタル業者との十分な協定
- ③職員の配置及び数
現在のごみ対策業務にさらに災害廃棄物処理業務が上乗せされるので、業務の把握と必要人数の把握

17. 災害廃棄物処理計画策定に必要な事項

災害廃棄物処理計画は以下の項目を事前に想定し対処方法を記述

- ①災害廃棄物の発生量、種類及び処理方法
- ②仮置場の必要面積、設置場所
- ③避難場所でのごみやし尿の排出量や収集・処理方法
- ④広域処理体制の構築
- ⑤初動対応
- ⑥その他災害廃棄物処理に関する事項

18. 計画の内容

下記の項目について、袖ヶ浦市地域防災計画、千葉県災害廃棄物処理計画等を参考に袖ヶ浦市災害廃棄物処理計画とする予定です。適宜行います打ち合わせにより、各項目を見直し作業を進めていきます。

1. 基本的事項

- (1) 計画作成の背景及び目的
- (2) 計画の位置づけ
- (3) 基本事項
 - 1) 基本的な考え方
 - 2) 対象とする災害
 - 3) 対象とする災害廃棄物の種類
 - 4) 災害廃棄物の処理主体
 - 5) 袖ヶ浦市地域防災計画に係る業務内容
 - 6) 計画の進捗管理・見直し

2. 災害廃棄物処理に関する情報及び体制

- (1) 組織体制・指揮命令系統
 - 1) 災害対策本部
 - 2) 災害廃棄物処理体制
 - 3) 担当ごとの業務内容
- (2) 情報収集・連絡
 - 1) 情報収集
- (3) 協力支援体制
 - 1) 国、県、近隣市町村等との協力・支援体制
 - 2) 民間事業者との連携

(4) 職員への教育

3. 災害廃棄物処理

(1) 一般廃棄物処理施設の対策

- 1) 一般廃棄物処理施設の現況
- 2) 一般廃棄物処理施設の災害対策
- 3) 発災時の緊急点検
- 4) 施設被災時の応急対策
- 5) 復旧・復興体制の整備
- 6) 一般廃棄物処理施設の事業継続計画

(2) し尿処理、生活ごみ処理

- 1) し尿処理
- 2) 生活ごみ・避難所ごみの処理
- 3) 災害がれきの処理

(3) 災害廃棄物処理業務の内容

- 1) 災害廃棄物発生量・処理量の算定
- 2) 処理方針
- 3) 処理に関する項目及び業務内容
- 4) 処理フロー
- 5) 仮置場設置計画
- 6) 収集運搬計画
- 7) 環境対策、モニタリング
- 8) 仮設中間処理施設
- 9) 被災家屋の解体・撤去
- 10) 分別・処理・再資源化
- 11) 最終処分
- 12) 広域的な処理処分
- 13) 適正処理が困難な廃棄物
- 14) 思い出の品・遺失物の対応

(4) 住民への広報啓発

- 1) 広報

(5) 災害廃棄物処理実行計画

- 1) 計画の策定
- 2) 計画の見直し

(6) 災害時における県への事務委託

1) 事前確認

2) 要請

- ・ 袖ヶ浦市の特色等とらえ、計画の作成の背景、位置づけを行います。
- ・ 想定被害にて 被害棟数、避難者数、し尿処理・ごみ処理に係る数値、仮置場必要面積等を算出します。
- ・ 災害廃棄物処理に関して貴市の地域防災計画に基づいた組織、組織の中心となる部署の情報収集体制を含め示します。
- ・ 本市と他自治体との協力支援体制を示します。
- ・ 一般廃棄物処理施設の現況を示します。
- ・ 仮置場に関して、平常時から発災後までの選定、設置、処理等方法示します。

上記以外の項目も含め検討し、本計画を作成します。

議題 3

ごみ減量化推進事業について

令和元年 7 月 2 6 日

袖ヶ浦市 環境経済部 廃棄物対策課

1 概要

本市のごみの減量化等の現状についてですが、1人1日当たりのごみ総排出量については、減少傾向にあります。家庭から排出される家庭系ごみの排出量（※資源回収量を除く）は、横ばい傾向となっています。

また、自治会資源回収等の資源回収量については、減少傾向にあり、自治会資源回収等を含めた再資源化率も減少傾向となっています。

国及び県では、家庭から排出される家庭系ごみの排出量について、数値目標を掲げていますが、本市の家庭系ごみの排出量は、数値目標を達成していない状況となっています。

再資源化率についても、県及び市の数値目標を達成していない状況となっています。

このようなことから、更なるごみの減量化・資源化を推進していく必要があります。

また、本市では、平成13年7月から、ごみ指定袋制度を導入し、排出者に対して、ごみ処理経費の一部について、負担を求めています。制度創設以来、ごみ指定袋の料金の見直しを行っておらず、現在、ごみ指定袋制度を実施している県内36市町村のうち、最も低い料金となっています。

平成24年度には、料金の見直しについて、廃棄物減量等推進審議会等で審議し、実施に向けて、進めておりましたが、並行して進めていた粗大ごみ有料化制度を優先して実施すること等から粗大ごみ有料化制度による排出抑制効果を見極めて、検討することとしていました。

その後、第3期実施計画において、ごみ指定袋料金及び収集日の見直しを検討することとなり、平成30年度に、ごみ指定袋料金の現状、ごみの収集回数や容器包装リサイクルについて調査し、廃棄物減量等推進審議会に報告しました。審議の結果、市民への負担を踏まえ、ごみ指定袋料金を見直しを優先し、進めていくこととなりました。

なお、県内のごみ指定袋制度の状況は下記のとおりとなっています。

有料化	市町村数	備考
実施	36	排出量単純比例型：35市町村 一定量無料型：1市町村（野田市）
未実施	18	指定袋で排出：15市町村 指定袋以外で排出：3市町村（松戸市、流山市、我孫子市）
合計	54	

2 平成30年度廃棄物減量等推進審議会での検討状況

平成30年度では、ごみの資源化及び減量化に関する下記4項目について、第1回の審議会で、調査報告を行い、第2回目の審議会において、今後の進め方について、ご検討いただきました。

- (1) ごみ指定袋の料金見直しに関すること（資料1、2）
- (2) ごみ収集日の見直しに関すること（資料3）
- (3) 容器包装プラスチックリサイクルの検討に関すること（資料5）
- (4) 資源収集方法のあり方検討について（資料4）

検討結果については下記のとおりとなりました。

(1) ごみ指定袋の料金見直しに関すること

<調査報告>

本市のごみ指定袋の料金は、県内の有料化を行っている自治体の中でも最も安い料金となっています。

ごみ袋1リットルあたりの金額は、本市が、0.4円となっており、一番高い市町村が、1.63円で、平均は、1.15円となっております。

<検討結果>

ごみ指定袋の料金の見直しについては、平成13年に制度を開始して以来、一度も料金の見直しを行っていない状況であり、県内で最も安い料金となっており、見直しを進めていくこと。

なお、ごみ収集日の見直しと併せて行うことは、市民への負担が大きいことから、料金の見直しを優先的に実施していくこと。

見直しに当たっては、平成31年4月の水道料金の改定、10月の消費税の増税による影響を見ながら、平成31年度から内部の調整等や市民への説明を行い、平成32年度以降の実施を目指していく。

(2) ごみ収集日の見直しに関すること

(3) 容器包装プラスチックリサイクルの検討に関すること

＜調査報告＞

可燃ごみの収集回数

週3回・・・県内自治体の約4割 (袖ヶ浦市該当)

週2回・・・県内自治体の約6割

不燃ごみや資源物の収集回数

県内では、それぞれ月2回の収集で対応している自治体が多い傾向にあります。本市では週1回の収集を行っています。

祝日の収集

祝日の収集については、本市では行っておりませんが、県内の8割以上の自治体では収集を実施しております。

＜検討結果＞

ごみ収集日の見直し（収集回数・祝日収集）を行うことは、市民生活への影響が大きく、単に収集回数を減らすことは、市民の理解を得るのが難しいものと考えられる。

また、容器包装プラスチックリサイクルの開始についても、現状の制度では、処理費が高額であることや分別が難しいことがあるため、現在、環境省で策定中のプラスチック資源循環戦略の策定状況を見極めて、実施していくこと。

ごみ収集日の見直しで、減らした可燃ごみの収集日を容器包装プラスチックの収集日に充てることで、市民生活への負担を減らすことができるものと考えられることから、ごみ収集日の見直し及び容器包装プラスチックリサイクルの検討は、プラスチック資源循環戦略の策定状況を見極めながら、同時に行うことが望ましい。

ただし、ごみ指定袋の料金見直しと、ごみ収集日の見直し及び容器包装プラスチックリサイクルの検討を同時に行うことは、市民への負担が大きくなることから、ごみ指定袋料金見直し後に検討を進めていくこと

(4) 資源収集方法のあり方検討について

<調査報告>

資源回収自治会事業は、平成5年度の開始から20年度以上が経過し、全自治会の約2／3が実施していますが、ごみステーションでの資源物収集もあり、一本化の可能性について調査・検討をしました。

ごみステーションに一本化することで経費の削減は見込まれますが、その一方で資源物収集量の減少、市民意識の低下などのデメリットがあると思われます。

また、資源回収自治会事業に一本化した場合は経費が大きくなることが見込まれます。

<検討結果>

自治会資源回収は、地域ぐるみで実施することにより、市民のごみの減量化及び資源化に対する意識の向上に繋がるとともに、地域コミュニティの活性化及び協働の推進にも寄与していることから、今後も継続を基本とし、活動団体の増加に努めていくこと。

3 今後のごみ指定袋料金の見直しに関する検討

本市のごみの減量化等の現状についてですが、1人1日当たりのごみ総排出量については、減少傾向にあります。家庭から排出される家庭系ごみの排出量（※資源回収量を除く）は、横ばい傾向となっています。

また、自治会資源回収等の資源回収量については、減少傾向にあり、自治会資源回収等を含めた再資源化率も減少傾向となっています。

国及び県では、家庭から排出される家庭系ごみの排出量に数値目標を掲げており、県は、1人1日当たりの家庭系ごみの排出量について、令和2年度には、500g以下とする目標を定めていますが、本市では、557g（平成30年度実績）となっています。

再資源化率についても、県では30%以上（本市：31.5%※令和元年度目標）を数値目標に掲げていますが、本市では、25.6%（平成30年度実績）となっています。

このようなことから、更なるごみの減量化・資源化を推進していく必要があります。

また、本市は、ごみ指定袋制度を実施している県内36市町村のうち、ごみ処理経費の一部負担額（ごみ指定袋料金）等が最も安く、県内平均値と比較しても半額以下となっており、ごみ排出量に応じたごみ処理経費の一部負担の適正化を図る必要があります。

このような中で、ごみ指定袋料金については、平成13年度の制度創設以来、料金の見直しが行われていないことから、ごみ指定袋料金の見直しを検討します。

4 袖ヶ浦市のごみ処理の状況

別紙1「袖ヶ浦市ごみ処理実績一覧」及び「袖ヶ浦市ごみ処理経費一覧」参照

5 ごみ処理手数料の料金体系

現在、本市は、ごみの排出量に応じて排出者が一定の手数料を負担する「排出量単純比例型」という方式をとっています。

これは、ごみ処理経費の一部をごみ処理手数料として支払うことで負担を求めています。

平成25年4月に環境省が示した「一般廃棄物処理有料化の手引き」には、最も簡便で住民にわかりやすい方式と記載されており、全国のごみ有料化制度実施団体の約90%が採用しており、千葉県でもほとんどの市町村が採用しています。（別紙2 「3. 有料化の仕組みづくり」参照）

【袖ヶ浦市のごみ指定袋の手数料：排出量単純比例型】※平成13年度開始

取扱区分	単位	手数料	販売価格
燃せるごみ、 燃せないごみ 共通	20ℓ	11円／枚	110円／10枚
	30ℓ	13円／枚	130円／10枚
	40ℓ	16円／枚	160円／10枚

＜手数料の算定根拠＞

容量	処理経費 負担分	袋製造原価	販売手数料	合計	袋価格
20ℓ	2.08円	5.0円	3.0円	10.08円	11円
30ℓ	3.12円	6.5円	3.0円	12.62円	13円
40ℓ	4.16円	8.5円	3.0円	15.66円	16円

- ・平成12年度のごみ処理にかかった経費（ごみ処理経費）をk g単位で算出
→約26,000円／t＝26円／k g
- ・比重率（重量換算率）を0.20に設定
※比重率：指定袋の容量に対し、どのくらいの重量になるか換算する数値
※40ℓ×0.20＝8k g／30ℓ×0.20＝6k g／30ℓ×0.20＝8k g
- ・ごみ処理経費にかかる市民の負担割合を2%とし、処理経費負担分を算出し、その額に袋製造原価と販売手数料を加えた額を袋単価としました。

$$\begin{aligned}
 \text{処理経費負担分} &= \text{ごみ処理経費} \times \text{市民の負担割合} \times \text{指定袋の容量} \times \text{比重率} \\
 &= 26 \text{円 k g} \times 2\% \times 20\ell \times 0.2 \\
 \text{袋価格} &= \text{処理経費負担分} + \text{袋製造原価} + \text{販売手数料}
 \end{aligned}$$

【近隣市のごみ指定袋の手数料】

可燃	木更津	君津	富津	袖ヶ浦
20ℓ	20円	20円	20円	11円
30ℓ	30円	30円	30円	13円
40ℓ	-	40円	-	16円
45ℓ	45円	-	-	-
不燃	木更津	君津	富津	袖ヶ浦
20ℓ	20円	20円	-	11円
30ℓ	30円	30円	15円	13円
40ℓ	-	40円	-	16円
45ℓ	45円	-	-	-

【近隣市のごみ指定袋の手数料の算定方法】

＜木更津市の場合：排出量単純比例型＞※平成１６年度開始

- (A) ごみ処理費用の合計（平成１１年～１３年）（注１）
- (B) ごみ処理経費にかかる歳入の合計額（平成１１年～１３年）
- (C) ごみ処理量の合計（平成１１年～１３年）

（注１）ごみの収集・運搬、中間処理、最終処分までのごみ処理経費全て。

$$(A) - (B) \div (C) = \text{ごみ処理経費} / \text{k g} = 27.47 \text{円} \div 27 \text{円}$$

ごみ比重率を「０．２０」に設定し、袋当たりの容量を算出。

指定袋２０ℓ×０．２０＝４ｋｇ、指定袋３０ℓ×０．２０＝６ｋｇ

指定袋４５ℓ×０．２０＝９ｋｇ となる。

各ごみ袋にかかるごみ処理経費は

$$20\ell = 4 \text{ k g} \times 27 \text{円} = 108 \text{円}、30\ell = 6 \text{ k g} \times 27 \text{円} = 162 \text{円}$$

$$45\ell = 9 \text{ k g} \times 27 \text{円} = 243 \text{円} \quad \text{となる。}$$

市民（排出者）負担割合を「２０％」とし、

$$20\ell \text{の指定袋料金} = 108 \text{円} \times 20\% \div 21 \text{円} \div 20 \text{円} / \text{枚}$$

$$30\ell \text{の指定袋料金} = 162 \text{円} \times 20\% \div 32 \text{円} \div 30 \text{円} / \text{枚}$$

$$40\ell \text{の指定袋料金} = 243 \text{円} \times 20\% \div 48 \text{円} \div 45 \text{円} / \text{枚}$$

＜富津市の場合：排出量単純比例型＞※平成２３年度から現在の料金に見直し

- (A) 平成１７年から１９年度の「可燃ごみ」の処理経費の平均値 ÷
- (B) 平成１７年から１９年度の「可燃ごみ」の処理量の平均値
- (C) １ｋｇあたりのごみ処理経費

$$(A) \div (B) = (C) \div 42.1 \text{円} / \text{k g}$$

ごみの比重率を「０．２４」と設定。 ※見直し前から比重率は「０．２４」

可燃ごみ ３０ℓ／１袋あたりの重量

$$= 0.24 / \ell \times 30\ell = (D) 7.20 \text{ k g}$$

$$1 \text{袋あたりの処理} = 42.1 \text{円} / \text{k g} \times 7.20 \text{ k g} = 303.12 \text{円} / \text{袋} \\ (\text{可燃ごみ} 30\ell)$$

「可燃ごみ 30ℓ」1袋あたりの処理単価：303.12円／袋
を計算の基礎として、市民（排出者）の負担割合を10%とし、

$$30ℓの指定袋料金 = 303.12円／袋 \times 10\% \div 30円／袋$$

$$20ℓの指定袋料金 = 30円／30ℓ指定袋 \div 30ℓ \times 20ℓ = 20円／袋$$

＜君津市の場合：排出量単純比例型＞※平成28年度から現在の料金に見直し

(A)：平成23年度のごみ処理経費÷23年度ごみ排出量＝約47円／kg

(B)：40ℓの指定袋の平均重量＝5.7kg ※組成分析による

(C)：40ℓ当たりのごみ処理経費＝5.7kg×47円＝約268円

(D)：平成23年度の県内のごみ処理経費にかかる歳入額の平均割合＝18%

$$268円 \times 18\% = 48.24円 \div 48円（40ℓ当たりの負担額）$$

$$48円 \div 40ℓ = 1.2円（1ℓ当たりの負担額）$$

木更津市、富津市の1ℓ当たりの単価が1円であったため、1円とした。

$$20ℓの指定袋料金 = 1円／ℓ \times 20ℓ = 20円／枚$$

$$30ℓの指定袋料金 = 1円／ℓ \times 30ℓ = 30円／枚$$

$$40ℓの指定袋料金 = 1円／ℓ \times 40ℓ = 40円／枚$$

6 ごみ処理手数料の見直しにあたっての料金体系

ごみ処理手数料算出にあたっては、全国的な普及動向や料金体系自体の仕組みがわかりやすく、排出者毎の排出量を管理する必要がなく、制度の運用に要する費用が他の料金体系と比べて安価である「排出量単純比例型」方式を中心に検討していく。

1 平成28年度の1人1日あたりのごみ総排出量

	袖ヶ浦市	木更津市	君津市	富津市	千葉県平均	全国平均
ごみ総排出量	949g	1,142g	932g	1,056g	925g	925g

2 袖ヶ浦市のごみ指定袋(容量、料金は燃せるごみ・燃せないごみ共通)

容量	料金	1Lあたりの料金
20L	11円/枚	0.55円
30L	13円/枚	0.43円
40L	16円/枚	0.40円

3 千葉県内でごみ処理手数料を徴収している市町村のごみ指定袋1Lあたりの料金

No.	市町村名	1Lあたりのごみ袋代	No.	市町村名	1Lあたりのごみ袋代
1	袖ヶ浦市	0.40	19	鴨川市	1.11
2	八千代市	0.60	20	南房総市	1.16
3	香取市	0.75	21	鋸南町	1.16
4	東庄町	0.75	22	山武市	1.33
5	大網白里市	0.78	23	館山市	1.33
6	九十九里町	0.78	24	芝山町	1.33
7	東金市	0.78	25	横芝光町	1.33
8	神崎町	0.78	26	多古町	1.33
9	千葉市	0.80	27	匝瑳市	1.33
10	君津市	1.00	28	旭市	1.50
11	木更津市	1.00	29	睦沢町	1.63
12	富津市	1.00	30	長南町	1.63
13	勝浦市	1.00	31	茂原市	1.63
14	栄町	1.04	32	長生村	1.63
15	銚子市	1.04	33	長柄町	1.63
16	御宿町	1.11	34	白子町	1.63
17	大多喜町	1.11	35	一宮町	1.63
18	いすみ市	1.11	36	野田市	超過従量制のため対象外

平均1.15円

※容量・種類ごとに1Lあたりの金額が違う市町村があるため、各市とも最大の容量の可燃ごみ袋を参考にしています

※指定袋の料金体系は、野田市以外の単純比例制(排出時に1袋〇〇円の袋を購入する)、野田市の超過従量制(年に〇〇枚の無料袋を配布し、超過した分は高額なごみ袋を購入する)となっています。

4 直近でごみ指定袋の料金改定を行った市町村の状況(富津市、2倍の値上げ)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
1人1日あたりのごみ総排出量(g)	1,139	1,148	1,104	1,092	1,060	1,071	1,063	1,056
指定袋の料金(1Lあたり・円)	0.50	0.50	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
改定前(H22)との比較(%)	-	-	96.2	95.1	92.3	93.3	92.6	92.0

5 直近でごみ指定袋の料金改定を行った市町村の状況(銚子市、約1.5倍の値上げ)

	H26	H27	H28
1人1日あたりのごみ総排出量(g)	1,288	1,144	1,100
指定袋の料金(1Lあたり・円)	0.68	0.68	1.04
改定前(H27)との比較(%)	-	-	96.2

6 その他直近で料金改定・有料化制度導入を行った市町村

市町村名	概 要
館山市	平成29年4月1日より、1Lあたり1.11円から1.33円に改定。他に10、20L袋を廃止し、15、30L袋を新設
君津市	平成28年4月1日より、超過従量制(無料可燃袋90枚(1人世帯は20L、2～4人世帯は30L、5人以上の世帯は40L)・無料不燃袋20枚を配布、超過分は1Lあたり4.5円で購入)から単純比例制(1Lあたり1円)に改定
香取市・東庄町	平成28年12月1日より、1Lあたり1.28円から0.75円に改定。他に20、30L袋を廃止し、25L袋を新設
千葉市	平成26年2月1日より、1Lあたり0.8円の有料化制度を導入

県内市町村 指定袋料金一覧

有料指定袋制:○ 無料・認定指定袋制:△ 指定袋制無し:× 平成30年7月調査

No	自治体名	可燃ごみ		不燃ごみ		資源物		粗大ごみ		備考
1	千葉市	○	10L:8円 20L:16円 30L:24円 45L:36円	○	10L:8円 20L:16円	×		270円／10kg	370円、750円、 1120円、1500円	平成26年2月1日有料化開始
2	銚子市	○	15L:17.7円 20L:22.6円 30L:31.9円 45L:46.6円	○	45L:46.6円	○	ビン・缶・PET・容プラ 20L:10.3円 45L:18.7円	59円／10kg	許可業者利用のみ	平成16年10月有料化開始 平成28年4月1日値上げ改正 ※可燃20Lは在庫終了次第廃止
5	館山市	○	15L:20円 30L:40円 45L:60円	×		×		可燃 30kg未満:無料 30kg:150円 30kg以上: 50円／10kg加算 110kg以上:150円／10kg加算 不燃 50kg未満:無料 50kg:1570円 50kg以上:520円／50kg加算	500円	平成29年度より、 指定袋の料金・サイズ改訂
6	木更津市	○	20L:20円 30L:30円 45L:45円	○	20L:20円 30L:30円 45L:45円	△	びん・缶・PET・容プラ 20L、30L、45L	130円／20kg	800円	
8	野田市	○	無料券配布後、 不足分は購入 20L:85円 30L:125円 40L:170円	○	無料券配布後、 不足分は購入 20L:85円 30L:125円 40L:170円	×		135円／10kg	540円	無料券は可燃・不燃合計で年120枚 資源物は、全て本市の自治会回収と同 様の方法で回収
9	茂原市	○	20L:35円 30L:50円 40L:65円	△	約30L、約40L	×		340.2円／20kg 小数点以下切り捨て	集積所で無料収集	長生郡7市町村共通
12	東金市	○	20L:15円 30L:25円 45L:35円	△	30L	△	缶・ビン・ペットボトル 30L	100円／10kg	150円 300円 450円 600円	平成20年7月1日から可燃ごみ有料化 不燃ごみ・資源物共通指定袋 東金市外三市町清掃組合(粗大のみ共 通)
13	旭市	○	15L:25円 30L:45円	○	40L:45円	○	缶 40L:25円 ビン 30L:25円 PET 45L:25円 容プラ 45L:25円	100kg未満:100円／10kg 100kg:1500円 100kg以上:150円／10kg加算 ※資源物については、100kg以上でも 100円／10kg	許可業者利用のみ	
16	勝浦市	○	20L:20円 30L:30円 40L:40円 製造費込みの販売 金額はおおよそ 20L:37円 30L:52円 40L:67円	△	30L、45L	△	缶・PET・容プラ ・その他プラ 30L、45L	60円／10kg	500円	・指定袋代は処理手数料＋製造費 製造業者から販売店に直に納品されて いるため、販売店ごとに製造費が異な り、販売額が異なる。 ・不燃ごみ・資源物共通指定袋 ・可燃性粗大のみ有料

資料2

No	自治体名	可燃ごみ		不燃ごみ		資源物		粗大ごみ		備考
19	八千代市	○	10L: 8.5円 20L: 12円 30L: 18円 40L: 24円	○	20L: 12円	×		150円／点 300円／点	300円 600円	
21	鴨川市	○	20L: 20円 45L: 50円 袋代込みの販売金額はおよそ 20L: 27～30円 40L: 61.5～67円	△	20L	△	缶・ビン・PET・乾電池・ 有害ごみ 20L、45L	【可燃ごみ】 50円／10kg 100kg以上: 120円／10kg加算 【破碎を要するごみ】 70円／10kg 100kg以上: 120円／10kg加算 【粗大ごみ】 70円／10kg (1点500円を上限)	500円	指定袋代は製造業者の自由価格であり、下記価格はごみ処理手数料のみ
23	君津市	○	20L: 20円 30L: 30円 40L: 40円	○	20L: 20円 30L: 30円 40L: 40円	×		430円／点	860円	H28.4.1より超過量従量制から変更
24	富津市	○	20L: 20円 30L: 30円	○	30L: 15円	○	びん・缶・PET 30L: 15円 容ブラ 45L: 15円	90円／kg	800円	
27	袖ヶ浦市	○	20L: 11円 30L: 13円 40L: 16円	○	20L: 11円 30L: 13円 40L: 16円	×		100円／10kg	500円、1000円	
32	南房総市	○	10L: 16円 20L: 31円 30L: 42円 45L: 52円	×		×		20kg以下: 無料 20kg以上100kg以下: 51円／10kg 100kg以上: 154円／10kg	566円／点	鋸南地区環境衛生組合
33	匝瑳市	○	15L: 20円 30L: 40円	○	40L: 40円	○	缶・びん・PET・容ブラ・衣 類・金属類・ガラス類 20L: 10円 40L: 20円 紙 シール: 20円	400円／100kg	基本料金 2000円 従量料金 400円／100kg	匝瑳市ほか二町環境衛生組合
34	香取市	○	25L: 20円 40L: 30円	△	40L	△	びん・缶 40L、20L PET 40L	可燃 100kg以上: 100円／10kg 不燃 100kg以上: 200円／10kg	集積所で無料収集	H28.12.1より指定袋値下げ
35 (1)	山武市 (成東地域)	○	10L: 20円 30L: 40円	○	金属・ガラス 19L: 30円	○	缶・びん 19L: 30円 ペットボトル 37L: 20円	100円／10kg	150円 300円 450円 600円	東金市外三市町清掃組合(粗大のみ共通)
35 (2)	山武市 (山武地域・ 松尾地域・ 蓮沼地域)	○	22L: 30円 30L: 40円	○	35L: 20円	○	缶・びん・衣類・その他布・ 雑誌・新聞・ペットボトル・ 紙パック・白色トレイ・段 ボール 35L: 20円	100円／10kg	200円	山武郡市環境衛生組合
36	いすみ市	○	20L: 30円 45L: 50円	○	不燃・缶・びん・ペットボトル 20L: 10円 45L: 20円			20円／kg	30円／kg	H28.10より不燃ごみと資源物は共通袋 H28.10より粗大ごみ値上げ

資料2

No	自治体名	可燃ごみ		不燃ごみ		資源物		粗大ごみ		備考
37	大網白里市	○	20L: 15円 30L: 25円 45L: 35円	△	ビン・ガラス・カン・ペットボトル・金属類 30L			100円／10kg	150円 300円 450円 600円	東金市外三市町清掃組合（粗大のみ共通）
39	栄町	○	15L: 16円 25L: 26円 45L: 47円	○	15L: 16円 30L: 31円	○	缶・びん・PET・プラ・布 15L: 10円 30L: 15円 40L: 20円 紙類 シール: 20円	無料	110円、330円 550円、770円	印西地区環境整備事業組合 ※有料化は処理手数料ではなく、収集運搬量としてやっている。
40	神崎町	○	45L: 35円	○	45L: 35円	○	びん・缶・PET 45L: 35円	可燃 100kg以上: 100円／10kg 不燃 100kg以上: 200円／10kg	許可業者利用のみ	
41	多古町	○	15L: 20円 30L: 40円	○	40L: 40円	○	缶・びん・PET・容プラ・衣類・金属類・ガラス類 20L: 10円 40L: 20円 紙 シール: 20円	400円／100kg	基本料金 2000円 従量料金 400円／100kg	匝瑳市ほか二町環境衛生組合
42	東庄町	○	25L: 20円 40L: 30円	△	40L	△	びん・缶 40L、20L PET 40L	可燃 100kg以上: 100円／10kg 不燃 100kg以上: 200円／10kg	許可業者利用のみ	H28.12.1より指定袋値下げ
43	九十九里町	○	30L: 25円 45L: 35円	△	30L	△	30L	100円／10kg	150円 300円 450円 600円	東金市外三市町清掃組合（粗大のみ共通）
44	芝山町	○	22L: 30円 30L: 40円	○	35L: 20円	○	缶・びん・衣類・その他布・雑誌・新聞・ペットボトル・紙パック・白色トレイ・段ボール 35L: 20円	100円／10kg	200円	山武郡市環境衛生組合
45	横芝光町 （横芝地域）	○	22L: 30円 30L: 40円	○	35L: 20円	○	缶・びん・衣類・その他布・雑誌・新聞・ペットボトル・紙パック・白色トレイ・段ボール 35L: 20円	100円／10kg	200円	山武郡市環境衛生組合
	横芝光町 （光地域）	○	15L: 20円 30L: 40円	○	40L: 40円	○	缶・びん・PET・容プラ・衣類・金属類・ガラス類 20L: 10円 40L: 20円 紙 シール: 20円	400円／100kg	基本料金 2000円 従量料金 400円／100kg	匝瑳市ほか二町環境衛生組合
46	一宮町	○	20L: 35円 30L: 50円 40L: 65円	△	約30L、約40L	×		340.2円／20kg 小数点以下切り捨て	集積所で無料収集	長生郡7市町村共通
47	睦沢町	○	20L: 35円 30L: 50円 40L: 65円	△	約30L、約40L	×		340.2円／20kg 小数点以下切り捨て	集積所で無料収集	長生郡7市町村共通
48	長生村	○	20L: 35円 30L: 50円 40L: 65円	△	約30L、約40L	×		340.2円／20kg 小数点以下切り捨て	集積所で無料収集	長生郡7市町村共通
49	白子町	○	20L: 35円 30L: 50円 40L: 65円	△	約30L、約40L	×		340.2円／20kg 小数点以下切り捨て	集積所で無料収集	長生郡7市町村共通

資料2

No	自治体名	可燃ごみ	不燃ごみ	資源物	粗大ごみ	備考
50	長柄町	○ 20L: 35円 30L: 50円 40L: 65円	△ 約30L、約40L	×	340.2円／20kg 小数点以下切り捨て	集積所で無料収集 長生郡7市町村共通
51	長南町	○ 20L: 35円 30L: 50円 40L: 65円	△ 約30L、約40L	×	340.2円／20kg 小数点以下切り捨て	集積所で無料収集 長生郡7市町村共通
52	大多喜町	○ 30L: 30円 45L: 50円	×	×	20円／kg	集積所で無料収集
53	御宿町	○ 10L: 20円 20L: 30円 45L: 50円	○	10L: 5円 20L: 7円 45L: 15円	90円／kg	90円／kg H24.10より排出量単純比例型を実施
54	鋸南町	○ 10L: 16円 20L: 31円 30L: 42円 45L: 52円	×	×	20kg以下: 無料 20kg以上100kg以下: 51円／10kg 100kg以上: 154円／10kg	566円 鋸南地区環境衛生組合

県内市町村 収集回数調査表

単位: 回

No	自治体名	収集回数										収集方式	祝日収集
		資源以外			資源物								
		可燃	不燃	有害	瓶	缶	PET	容器	紙	布	家電		
1	袖ヶ浦市	3	1	月1	1	1	1		1	1	1	ステーション方式	×
2	千葉市	2	月2	月2	1	1	1		1	1		ステーション方式	○
3	銚子市	2	月2	月2	月2	月2	月2	1	1		月2	ステーション方式	×
4	市川市	2	月2	月2	月2	月2	1	1	1	1	月2	ステーション方式	○
5	船橋市	3	月1	月1	1	1	1		1	1		ステーション方式	○
6	館山市	2	月2	月2			月2	月2	月2			ステーション方式	○
7	木更津市	2	月2	月2	1	1	1	1	月2	月2		ステーション方式	×
8	松戸市	3	月1	1	1	1	1	1	1	1	1	ステーション方式	○
9	野田市	2	1	1								ステーション方式	○
10	茂原市	3	月1	月1	月2	月2	月2		月2	月2		ステーション方式	○
11	成田市	2	月2	月2	月2	月2	月2	月2	月2	月2		ステーション方式	○
12	佐倉市	3	月2		月2	月2		1	1		月2	ステーション方式	○
13	東金市	3or5	月2	月1	月2	月2	月2					ステーション方式	○
14	旭市	2	月2	月2	1	1	1	1	1	1		ステーション方式	○
15	習志野市	3	月2	月1	1	1	1		1	1	月2	ステーション方式	○
16	柏市	2	月2	月2	月2	月2	月2		月2	月2	月2	ステーション方式	○
17	勝浦市	2	月2	月2	月2	月2	月2	月2	月2	月2	月2	ステーション方式	○
18	市原市	3	月1	月1	1	1	1		1	1	月1	ステーション方式	○
19	流山市	2	月2	月2			月2	1				ステーション方式	○
20	八千代市	3	月2	月2	1	1	1		1	1	月2	ステーション方式	○
21	我孫子市	2	月2	月2	月2	月2	月2	1	1	1		ステーション方式	○
22	鴨川市	2	月2	月2	月2	月2	月2	月2	月2	月2		ステーション方式	○
23	鎌ヶ谷市	3	月2	月2	1	1	1	1	1	1		ステーション方式	○
24	君津市	2	月1	月1	月2	月2	1	1	月2	月2		ステーション方式	○
25	富津市	2	1	1	2	2	2	1	月2	月2	1	ステーション方式	○
26	浦安市	3	月2	月2	1	1	1		1			ステーション方式	○
27	四街道市	3	月1	月1	1	1	1	1	1	1		ステーション方式	○
28	八街市	3	月1	月1	月1	月2	月2	月3	1	1	月1	ステーション方式	×
29	印西市	2	月2	月2	1	1	1	1	1	1		ステーション方式	○
30	白井市	2	月2	月2	1	1	1	1	1	1		ステーション方式	○
31	富里市	3	月2	月1	月1	月1	月1		月1			ステーション方式	○
32	南房総市	2	月1	月1	月2	月2	月2		月2	月2	月1	ステーション方式	○
33	匝瑳市	2	月2	月2	月2	月2	月2	月2	月2	月2		ステーション方式	○
34	香取市	2	月2	月2	月2	月2	月2	1	月2	月2		ステーション方式	○
35	山武市(成東地域)	2	月2	月2	1	1	1				月2	ステーション方式	○
36	山武市(上記以外)	2	月2	月2	月2	月2	月2	月2	月2	月2	月2	ステーション方式	○
37	いすみ市	3	月2	月2	月2	月2	月2		月2	月2	月2	ステーション方式	×
38	大網白里市	3	月1	年2・3	月1	月2	1				月1	ステーション方式	○
39	酒々井町	2	月1	月1	月2	月2						ステーション方式	○
40	栄町	2	1	月1	1	1	1	1	1	1	1	ステーション方式	○
41	神崎町	2	月1	月1	月1	月1	月1	1				ステーション方式	○
42	多古町	2	月2	月2	月2	月2	月2	月2	月2	月2		ステーション方式	○
43	東庄町	2	月2		月2	月2						ステーション方式	○
44	九十九里町	2	月1	年2	月1	月1	1				月1	その他(一部個別)	○
45	芝山町	2	月2	月2	月2	月2	月2	月2	月2	月2		ステーション方式	○
46	横芝光町(横芝地域)	2	月2	年3	月2	月2	月2	月2	月2	月2		ステーション方式	○
47	横芝光町(光地域)	2	月2	月2	月2	月2	月2	月2	月2	月2		ステーション方式	○
48	一宮町	2	月2			月2	月2	1				ステーション方式	○
49	睦沢町	3	月1	年3	月1	月1	月2		月1	月1		ステーション方式	○
50	長生村	3	月1	年3	月1	月1	月1		月1	月1		ステーション方式	○
51	白子町	3	月1	年3	月1	月1	月1		月1	月1		ステーション方式	○
52	長柄町	3	月1	年3	月1	月1	月1		月1	月1		ステーション方式	○
53	長南町	3	月1	年3	月1	月1	月1		月1	月1		ステーション方式	○
54	大多喜町	3	月1		月1	月1	1	1	月1	月1	月1	ステーション方式	×
55	御宿町	2	月2	月2	月2	月2	1		1	1	月2	ステーション方式	×
56	鋸南町	2	月1	月1	月2	月2	月2		月2	月2	月1	ステーション方式	×

集計表

単位: 地区

	週3回		週2回		週1回		月2回		月1回		回収なし		その他	
可燃ごみ	21	38%	34	60%									1	2%
不燃ごみ					4	7%	33	59%	19	34%				
有害ごみ					3	5%	26	47%	15	27%	4	7%	8	14%
瓶			1	2%	16	28%	24	43%	11	20%	4	7%		
缶			1	2%	14	25%	27	48%	9	16%	3	5%	2	4%
ペットボトル			1	2%	22	39%	23	41%	6	11%	4	7%		
容器包装プラスチック					19	34%	10	18%			26	46%	1	2%
紙					20	36%	19	34%	7	12%	10	18%		
布					17	30%	18	32%	6	11%	15	27%		
小型家電					4	7%	11	20%	7	12%	34	61%		
	実施している					実施していない								
祝日収集	48		86%		8		14%							

資源物収集方法比較表

	ごみステーション収集	資源回収自治会事業	団体回収
回収頻度	週1回	週1回	団体による(1回～12回)
回収品目 (分け方)	・ガラスびん ・缶類 ・PETボトル ・古布類 ・古紙 ※ガラスびんと缶類は同じ曜日に収集 ※PETボトル、古布類、古紙は同じ曜日に収集	・ガラスびん(無色) ・ガラスびん(茶色) ・ガラスびん(その他の色) ・アルミ缶 ・スチール缶 ・PETボトル ・PETボトルキャップ ・新聞紙 ・雑誌 ・段ボール ・紙パック ・雑がみ ・古布類 ・廃食用油 ※全て同一の曜日	団体による
排出方法	透明な袋に入れるなど分別をして、ごみステーションに出す。	自治会が決めた回収場所に市がコンテナなどを配布。 廃棄物減量等推進員がコンテナを展開し、分別指導をする。 市民が分別して出す。	団体による
回収箇所数	約1,500箇所	約300箇所 ※114自治会	17団体
助成金	—	4円/kg ※回収した自治会に助成	4円/kg ※回収した団体に助成
分別の主体	市民が分別後、市が磁選別、手選別	自治会	団体
収集方法	市(ごみ収集委託3社)	市(資源物収集委託1社)	各団体と契約した資源物買取業者
売却益	市	市	団体
特徴	分別があまり細かくないため排出し易い。 廃食用油とPETボトルキャップが出せない。	回収した自治会に助成金が入る。 分別指導のため、各自治会に1名ずつ廃棄物減量等推進員を配置している。 推進員の指導もあり、細かい分別をしており、また、資源物の状態がきれい なため売却価格が高くなる。	売却益と助成金の両方が活動団体に入る。
回収量 (H29実績)	1043.29t	1441.49t	763.87t
助成金額 (H29実績)	—	5,738,016円	3,055,480円

容器包装プラスチックの対象品の例

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の定義では、「商品の容器及び包装（商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む。）であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるもの」が容器包装であるとなっています。容器包装プラスチックはこのうちプラスチック製のもので、リサイクルマークが付いたものが対象（一部リサイクルマークがないものもあります）となります。

リサイクルマーク



		対象	対象外
「容器」または「包装」に該当するか	項目	物を入れたり包んでいるもの	物を入れても包んでもいないもの
	対象品	1. 食料品を入れたトレイ 2. 乳製品を覆ったシュリンクパック 3. 乾電池等のシュリンクフィルム 4. 乾電池等のシュリンクフィルム（両端開放） 5. 表面積1/2超のラベル・テープ・ステッカー・シール 6. PETボトルの①キャップ②ボトル ③ラベル（分離可能） 7. PETボトルの①キャップ②ボトル③ラベル（分離不可能）	1. 飲料用ストロー・弁当用のスプーン・フォーク 2. 表面積1/2以下のラベル・テープ・ステッカー・シール 3. キャンデーの棒
	項目	容器のフタ、キャップ、中フタ、シール状のフタ等	他の部分と一体となって、物を入れても包んでいないもの
	対象品	1. 住宅用洗剤等に付属するトリガー（引き金式ノズル）部分 2. ホームサイズシャンプー等に付属するポンプ部分 3. 食パン等の袋の口をとめるための留め具 4. 豆腐容器の上部のフィルム	1. にぎり寿司の中仕切り
	項目	中仕切り、台紙、緩衝剤等	
商品の容器または包装か	対象品	1. 段ボール箱の中の緩衝材 2. 中仕切り 3. 箱に入っているパソコンのモニターフィルム 4. 袋に入っている靴下に付けられている厚紙やフック	
	項目	中身が商品または商品の一部であるもの	中身が商品でないもの
中身の商品が分離・費消された場合に不要となるか	対象品	1. お弁当につけられた割りばしの袋や飲料パックのストローの袋 2. 商品を入れるために提供されるレジ袋や紙袋 3. 新聞の雨除けの袋 4. 有料のカatalogを入れた袋 5. 説明書の袋 6. 商品と同一の試供品や景品の容器	1. 試供品や景品の容器 2. 家庭で付した容器や包装 3. クリーニングの袋 4. CDレンタルの際に使用される袋
	項目	通常、商品が費消された場合に不要となるもの	通常、商品の一部であると考えられるもの
	対象品	1. お菓子の袋 2. シャンプーの詰め替え容器 3. 非常食用のレトルトパック 4. 口紅の入れ物 5. マスカラの入れ物 6. スティックのりの入れ物 7. キャラクターの形をしたシャンプーの容器 8. 出前の①使い捨て容器②上部を覆っているラップフィルム	1. 硬プラスチック製の植木鉢（皿も含む） 2. 湿布薬の台紙 3. 使い捨てライター 4. 保冷剤や乾燥剤を直接入れた個袋 5. 薬、薬用酒等に添付されている計量カップ
	項目	通常、商品が分離された場合に不要となるもの	持ち運びに支障をきたすため分離しても不要とならないもの
	対象品	1. 背広が入った①カバーや②その中にあるハンガー	1. CDやDVDのケース 2. 電動工具のケース
再商品化義務の対象となる容器包装区分か	項目		保管時の安全や品質保持等に支障をきたすため分離しても不要とならないもの
	対象品		1. 歯磨きのトラベルセットのケース 2. 化粧品の携帯用ポーチ 3. ネックレス等の貴金属の保管用ケース 4. シェーバーやドライヤーの収納ケース
	項目	対象となる素材	対象とならない素材
再商品化義務の対象となる容器包装区分か	対象品	1. PETボトルの①キャップ②ボトル③ラベル 2. バイオマスプラスチックでできているレジ袋 3. 複合素材（アルミ40g、プラスチック60g）でできているラミネートチューブ	

※出典 容器包装リサイクル協会ホームページ 再商品化義務の対象となる「容器」か「包装」か（プラスチック製以外のものは除外しています）

袖ヶ浦市ごみ処理経費一覧

年度	歳出決算(円)	ごみ搬入量(t)	処理コスト(円／t)	歳入決算(円)
	A	B	A÷B	C
20	1,087,974,000	20,620	52,763	143,333,000
21	1,007,893,000	20,066	50,229	124,891,000
22	1,017,472,000	20,085	50,658	144,343,000
23	1,012,674,000	19,832	51,063	133,022,000
24	1,036,375,000	20,044	51,705	130,066,000
25	1,004,528,000	20,936	47,981	153,472,000
26	1,040,051,000	19,104	54,442	195,282,000
27	1,043,365,000	19,158	54,461	147,018,000
28	962,704,000	19,310	49,855	134,265,000
29	944,146,000	19,207	49,156	15,326,000

※数値については、「一般廃棄物処理実態調査」を用いている。

※ごみ搬入量については、資源回収量を除いた数値。

「一般廃棄物処理有料化の手引き（環境省：平成25年4月）」より抜粋

3. 有料化の仕組みづくり

3-1. 手数料の料金体系

手数料の料金体系の設定は、「排出量単純比例型（一般廃棄物の排出量に応じて排出者が手数料を負担する方式）」が最も簡便で住民に分かりやすい方式であり、この方式を中心に、必要に応じて、手数料の料金の多段階化や一部の無料化、又は排出量が多量である者に対する負担増等の工夫をすることが考えられる。

【解説】

＜家庭系一般廃棄物の場合＞

手数料の料金体系にはいくつかの方法が考えられ、表3-1-1に示すように分類される。各々の手数料の料金体系の特徴や各市町村における普及動向を踏まえると、手数料の料金体系の設定は、最も単純で分かりやすい「排出量単純比例型」を中心として検討することが考えられる。「排出量単純比例型」は、廃棄物の排出量に応じて手数料を支払う方式（均一従量制）であり、例えば、ごみ袋毎に一定の手数料を負担する場合には、手数料は、ごみ袋一枚当たりの手数料単価と使用のごみ袋の枚数の積（＝手数料単価×袋枚数）で計算される。手数料の料金水準が低い場合には排出抑制につながりにくい可能性が懸念されるものの、制度がわかりやすいとともに、制度の運用に要する費用が比較的低い、という利点を有する。

この他、必要に応じて、手数料の料金の多段階化や一部の無料化、又は多量に排出する者に対する負担の重課化等の工夫をすることが可能である。

＜事業系一般廃棄物の場合＞

事業系一般廃棄物の場合、自治体では回収をしておらず、持ち込みごみに対して持ち込み手数料を決めている場合が多い。その場合、基本的に持ち込み手数料は排出量単純比例型で、重量に応じて課金されることになる。

事業系一般廃棄物も自治体で回収している場合には、家庭系一般廃棄物の場合と同様に、料金体系を工夫することも可能である。

【参考1】

表 3-1-1 手数料の料金体系

料金体系図 [※]		料金体系の仕組み		利点	欠点
① 排出量単純比例型		排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式。単位ごみ量当たりの料金水準は、排出量にかかわらず一定である。例えば、ごみ袋毎に一定の手数料を負担する場合には、手数料は、ごみ袋一枚当たりの手数料単価と使用するごみ袋の枚数の積となる。(均一定量制)	・ 制度が単純でわかりやすい ・ 排出者毎の排出量を管理する必要がなく、制度の運用に要する費用が他の料金体系と比べて安価である。	・ 料金水準が低い場合には、排出抑制につながらない可能性がある。	
② 排出量多段階比例型		排出量に応じて排出者が手数料を負担するもので、かつ、排出量が一定量を超えた段階で、単位ごみ量当たりの料金水準が引き上げられる方式。(累進従量制)	・ 排出量が多量である場合の料金水準を高くすることで、特に排出量が多量である者による排出抑制が期待できる	・ 排出者毎の排出量を把握するための費用が必要となるため、制度の運用に要する費用が増す。	
③ 一定量無料型		排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式。例えば、市町村が、ごみの排出に必要となるごみ袋やシールについて一定の枚数を無料で配布し、更に必要となる場合は、排出者が有料でごみ袋やシールを購入するという仕組みである。	・ 一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。 ・ 一定の排出量の量に応じて排出者へ還元されるため、「③一定量無料型」よりも排出抑制が期待できる。	・ 費用負担が無料となる一定の排出量以下の範囲内で排出量を抑制するインセンティブ（動機付け）が働きにくい。 ・ 排出者毎の排出量を把握するための費用（例えば一定の排出量まで使用のごみ袋の配布のための費用）が必要になるため、制度の運用に要する費用が増す。	
④ 負担補助組合せ型		排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて一定の手数料を負担する一方、排出量が一定量以下となった場合に、市町村が排出抑制の量に応じて排出者に還元する方式（例えば、ごみの排出に必要となるごみ袋やシールについて一定の枚数を無料で配布し、更に必要となる場合は、排出者が有料でごみ袋やシールを購入する一方、排出者が使用しなかったごみ袋やシールについて、排出者が市町村に買い取らせることができる方式）。	・ 一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。 ・ 一定の排出量までを定額制にする一方で、一定額以上の安定した手数料を徴収できる。	・ 排出者毎の排出量を把握するための費用（例えば一定の排出量まで使用のごみ袋の配布のための費用）が必要になるため、制度の運用に要する費用が増す。	
⑤ 定額制従量制併用型		一定の排出量までは、手数料が排出量にかかわらず定額であり、排出量が一定の排出量を超えると排出量に応じて一定の手数料を負担する方式。	・ 一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。 ・ 一定の排出量までを定額制にする一方で、一定額以上の安定した手数料を徴収できる。	・ 費用負担が定額となる一定の排出量以下の範囲内で排出量を削減するインセンティブ（動機付け）が働きにくい。 ・ 排出者毎の排出量を把握するための費用（例えば一定の排出量まで使用のごみ袋の配布のための費用）や一定額の手数料の徴収のための費用が必要になるため、制度の運用に要する費用が増す。	

※1：(出所) 落合由起子(1996)『家庭ごみ有料化による減量化への取り組みー全国533都市アンケートと自治体事例の紹介ー』(株) ライフデザイン研究所、pp. 13-15

第9期 袖ヶ浦市分別収集計画

令和元年6月

袖ヶ浦市

目 次

1	計画策定の意義	- 1 -
2	基本的方向	- 1 -
3	計画期間	- 2 -
4	対象品目	- 2 -
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	- 2 -
6	容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	- 3 -
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	- 4 -
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	- 5 -
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	- 6 -
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	- 7 -
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	- 8 -
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	- 12 -

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ① ごみの発生抑制の推進
- ② ごみの排出抑制・分別排出の推進
- ③ 環境に負荷の少ない循環型処理の推進
- ④ 市民、事業者、行政間の連携及び協力

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装【実施検討中】、ペットボトル、プラスチック製容器包装【実施検討中】を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

年度 項目	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
容器包装廃棄物	4,578 t	4,583 t	4,587 t	4,591 t	4,595 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

また、廃棄物減量等推進員によりリサイクル活動を推進している。

区 分	施策名	施策の内容
審議会	廃棄物減量等推進審議会	・廃棄物減量等推進審議会の開催
啓発活動	広報活動	・市広報、ホームページ等
	リサイクル施設等の見学会	・クリーンセンター見学会
	講座の開催	・市民講座
	小売販売店による減量化・資源化の促進	・ごみ減量化・資源化協力店制度
リサイクル活動等への支援策	資源回収活動推進助成金	・資源回収活動推進助成金の交付 (自治会回収・団体回収)
経済的手法	ごみ指定袋制度	・ごみ指定袋による有料化
資源回収	資源ごみの分別収集	・スチール製容器 ・アルミ製容器 ・ガラス製容器（無色・茶色・その他） ・飲料用紙製容器 ・段ボール ・ペットボトル
	中間処理施設での資源回収	・スチール製容器 ・アルミ製容器 ・ガラス製容器（無色・茶色・その他） ・飲料用紙製容器 ・段ボール ・ペットボトル

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

（法第8条第2項第3号）

一般廃棄物処理基本計画、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、収集委託業者が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

なお、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装は分別収集実施検討中である。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製容器		空き缶類
主としてアルミ製容器		
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	ガラスびん
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの		ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製の容器	105 t		105 t		105 t		105 t		105 t	
主としてアルミ製の容器	122 t		122 t		123 t		123 t		123 t	
無色のガラス製容器	(合計) 135 t		(合計) 135 t		(合計) 135 t		(合計) 135 t		(合計) 135 t	
	(引渡)量 133 t	(独自処理)量 2 t	(引渡)量 133 t	(独自処理)量 2 t	(引渡)量 133 t	(独自処理)量 2 t	(引渡)量 133 t	(独自処理)量 2 t	(引渡)量 133 t	(独自処理)量 2 t
茶色のガラス製容器	(合計) 156 t		(合計) 156 t		(合計) 156 t		(合計) 156 t		(合計) 156 t	
	(引渡)量 154 t	(独自処理)量 2 t	(引渡)量 154 t	(独自処理)量 2 t	(引渡)量 154 t	(独自処理)量 2 t	(引渡)量 154 t	(独自処理)量 2 t	(引渡)量 154 t	(独自処理)量 2 t
その他のガラス製容器	(合計) 66 t		(合計) 66 t		(合計) 66 t		(合計) 66 t		(合計) 66 t	
	(引渡)量 65 t	(独自処理)量 1 t	(引渡)量 65 t	(独自処理)量 1 t	(引渡)量 65 t	(独自処理)量 1 t	(引渡)量 65 t	(独自処理)量 1 t	(引渡)量 65 t	(独自処理)量 1 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	7 t		7 t		7 t		7 t		7 t	
主として段ボール製の容器	454 t		455 t		455 t		456 t		456 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) —		(合計) —		(合計) —		(合計) —		(合計) —	
	(引渡)量 —	(独自処理)量 —	(引渡)量 —	(独自処理)量 —	(引渡)量 —	(独自処理)量 —	(引渡)量 —	(独自処理)量 —	(引渡)量 —	(独自処理)量 —
主としてポリエチレンテレフタート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 158 t		(合計) 159 t		(合計) 159 t		(合計) 159 t		(合計) 159 t	
	(引渡)量 108 t	(独自処理)量 50 t	(引渡)量 108 t	(独自処理)量 50 t	(引渡)量 108 t	(独自処理)量 50 t	(引渡)量 109 t	(独自処理)量 50 t	(引渡)量 109 t	(独自処理)量 50 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) —		(合計) —		(合計) —		(合計) —		(合計) —	
	(引渡)量 —	(独自処理)量 —	(引渡)量 —	(独自処理)量 —	(引渡)量 —	(独自処理)量 —	(引渡)量 —	(独自処理)量 —	(引渡)量 —	(独自処理)量 —
	(うち白色トレイ) (合計) —		(うち白色トレイ) (合計) —		(うち白色トレイ) (合計) —		(うち白色トレイ) (合計) —		(うち白色トレイ) (合計) —	
	(引渡)量 —	(独自処理)量 —	(引渡)量 —	(独自処理)量 —	(引渡)量 —	(独自処理)量 —	(引渡)量 —	(独自処理)量 —	(引渡)量 —	(独自処理)量 —

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、袖ヶ浦市人口ビジョンにおける令和 2 年度の人口推計 62,697 人及び令和 7 年度の人口推計 62,990 人の基準に対し、平成 30 年度実績値である 63,704 人と第 8 期分別収集計画の平成 30 年度見込み人数 62,477 人との乖離値を上乗せした数値で積算し、次のとおり設定した。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
63,924 人 (対前年度比) 100.18%	63,983 人 (対前年度比) 100.09%	64,042 人 (対前年度比) 100.09%	64,101 人 (対前年度比) 100.09%	64,160 人 (対前年度比) 100.09%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集を実施する者に関する事項は、下表のとおり。

なお、紙製容器包装及びプラスチック容器包装の分別収集の実施に当たり、現行の収集体制を見直す必要があり、今後も検討していくものとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	空き缶類	市（委託業者）による 定期収集 （ごみステーション） 資源回収自治会事業 （委託業者）による団体回収 P T A等団体による団体回収	市収集分は市 資源回収自治会事業分は委託業者 団体回収分は市民
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	ガラスびん		市収集分は市 資源回収自治会事業分は市 団体回収分は市民
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック		市収集分は市 資源回収自治会事業分は委託業者 団体回収分は市民
	段ボール	段ボール		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル		市収集分は市 資源回収自治会事業分は市 団体回収分は市民

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集を実施する者に関する事項は、下表のとおり。

なお、紙製容器包装及びプラスチック容器包装の分別収集の実施に当たり、現行の収集体制を見直す必要があり、今後も検討していくものとする。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理		
スチール製容器	空き缶類	市 収 集 分 は 市販ポリ袋	市収集分は 4 t 平ボディ車 (3 台)	粗大ごみ処理 施設（選別・保 管・圧縮施設）		
アルミ製容器						
無色のガラス製容器	ガラスびん	資 源 回 収 自 治 会 事 業 分 は プ ラ ス チ ッ ク コ ン テ ナ			資源回収自治 会事業分は 2 t （ 2 台 ） 、 3 . 5 t 平ボ ディ車（ 1 台）	民間業者の施 設（保管・圧縮 施設）
茶色のガラス製容器						
その他のガラス製容器						
飲料用紙製容器	紙パック	紐で縛る				
段ボール	段ボール	紐で縛る				
ペットボトル	ペットボトル	市 収 集 分 は 市販ポリ袋 資 源 回 収 自 治 会 事 業 分 は プ ラ ス チ ッ ク ネ ッ ト				

分別収集に必要な施設計画

施設の種別	対象とする容器 包装廃棄物等の 種類、量等	施設等の仕様（形状、形式、能力、 数量等）及び整備計画	管理主体等	参考欄 （現有施設 状況）
【排出段階】				
1. 排出容器				
1. 1 袋	a. 空き缶類 b. ガラスびん c. ペットボトル	透明又は半透明のポリ袋	市民	市収集分
1. 2 コンテナ	d. 空き缶類（スチール缶、アルミ缶分別）	材質：ポリプロピレン製 外寸：695mm×503mm×338mm 容量：80リットル 数量：収集箇所1箇所あたり2～12個	市 （委託業者）	資源回収自治会事業分
	e. ガラスびん（無色、茶、その他分別）	材質：ポリプロピレン製 外寸：569mm×359mm×305mm 容量：46.5リットル 数量：収集箇所1箇所あたり3～6個		
1. 3 ネット	f. ペットボトル	材質：PET再生品 外寸：100cm×100cm 容量：200リットル 数量：収集箇所1箇所あたり1～10枚		
2. 集積場所				
2. 1 ごみステーション	a. 空き缶類 b. ガラスびん c. ペットボトル 紙パック 段ボール	ごみステーション	市民	市収集分
2. 2 資源回収自治会事業回収拠点	d. 空き缶類 e. ガラスびん f. ペットボトル 紙パック 段ボール	資源回収自治会事業回収拠点	市民	資源回収自治会事業分

【運搬段階】				
3. 専用車両				
3. 1 市収集分用平ボディ車	a. 空き缶類 b. ガラスびん c. ペットボトル 紙パック 段ボール	形状：平ボディ車 最大積載量：4 t 数量：3 台	市 (委託業者)	市収集分
3. 2 資源回収自治会事業用平ボディ車	d. 空き缶類 e. ガラスびん f. ペットボトル 紙パック 段ボール	形状：平ボディ車 最大積載量：2 t、3. 5 t、4 t 数量：各 1 台	市 (委託業者)	資源回収自治会事業分
【中間処理段階】				
4. 選別・保管・圧縮施設				
4. 1 粗大ごみ処理施設 ①選別・圧縮設備	a. 空き缶類 b. ガラスびん c. f. ペットボトル	(仕様) 主要機器：手選別コンベヤ、磁選機、 減容機 能力：0. 3 3 t/h (仕様) 主要機器：手選別コンベヤ、磁選機、 減容機 能力：0. 3 7 t/h (仕様) 主要機器：減容器 能力：0. 1 5～0. 2 t/h	市 (委託業者)	市収集分
②ストックヤード	a. 空き缶類 アルミ缶	形状：施設内ストックヤード 3 m×6 m＝1 8 m ²	市 (委託業者)	市収集分

議題 4

第 9 期袖ヶ浦市分別収集計画

	スチール缶	$3\text{ m} \times 6\text{ m} = 18\text{ m}^2$		
	b. e. ガラスびん			
	無色	$3\text{ m} \times 6\text{ m} = 18\text{ m}^2$		
	茶色	$3\text{ m} \times 6\text{ m} = 18\text{ m}^2$		
	その他	$3\text{ m} \times 6\text{ m} = 18\text{ m}^2$		
	c. f.			
	ペットボトル	$8.1\text{ m} \times 5.4\text{ m} = 43.74\text{ m}^2$ (屋外) $1.5\text{ m} \times 1.1\text{ m} = 1.65\text{ m}^2$ (屋外) $1.5\text{ m} \times 1.1\text{ m} = 1.65\text{ m}^2$ (屋外)		
	紙パック	$4.1\text{ m} \times 3.1\text{ m} = 12.7\text{ m}^2$		
	段ボール	$6.6\text{ m} \times 5.0\text{ m} = 33.0\text{ m}^2$ (屋外)		
4.2				
資源回収自治会事業用保管施設				
①選別・圧縮設備	d. 空き缶類	主要機器：ベルトコンベア、磁選機、 減容器 能力：スチール缶のみ 0.42 t/h アルミ缶のみ 0.12 t/h	市 (委託業者)	資源回収自治会事業分
②ストックヤード				
	d. 空き缶類	形状：施設内ストックヤード		
	紙パック	337.5 m^2	市 (委託業者)	資源回収自治会事業分
	段ボール			

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくとともに、市民と事業者との対話や普及啓発活動を促進するため、市民や事業者、行政からの委員で構成された廃棄物減量等推進審議会を設置し、推進体制を整備する。

また、自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、資源回収活動推進助成金の交付を行うとともに、分別指導及び回収場所の管理を実施するため、廃棄物減量等推進員制度を活用し、市民に資源物の分別排出等への理解と協力を求めている。